

神奈川

トラック 時報

Vol.728

3

2020 March
Vol.728

神ト協会員専用ページのパスワード 有効期限

2 / 16 ~ 3 / 15まで **8883** です。

3 / 16 ~ 4 / 15まで **4639** です。

TOPICS

- ・トラック事業における総合安全プラン2020 令和元年 県内の事業用貨物交通事故報告！
- ・米国（サンフランシスコ）海外視察研修を行いました
- ・トラックフェスタ2020を開催しました



CONTENTS

TOPICS

- 1 トラック事業における総合安全プラン2020 令和元年 県内の事業用貨物交通事故報告！
- 2 米国(サンフランシスコ)海外視察研修を行いました
- 3 トラックフェスタ2020を開催しました

Information

- 4 36協定届の様式が変わります
- 8 一般社団法人神奈川県トラック協会 全県推薦による理事候補の希望者受付のお知らせ
～令和2年度は役員改選の年です～
- 10 令和2年 陸運関係功労者表彰(神奈川県運輸支局長)の候補者推薦について
／令和2年度(第48回)神奈川県トラック協会会長表彰 推薦要綱
- 11 「働き方改革関連資料保存ファイル」の発送について
／「定期点検整備促進運動」の実施について
- 12 「令和元年度人材確保セミナー～働き方改革実現に向けた対応～」の開催について
- 13 集団健康診断(4月)のご案内
- 14 適性診断(初任・適齢)受診料助成のお知らせ
- 16 可搬型運転操作検査器(アクセスチェッカー・ミニ)貸出のご案内
- 17 血圧計貸出のご案内
- 18 貨物車の荷待ち調整、短時間駐車について

総合安全プラン2020

- 19 初任運転者安全教育講習開催のお知らせ
- 20 「日常点検講習」開催のご案内(Gマーク加点対象)
- 21 ドライブレコーダー活用講座のご案内(Gマーク加点対象)
- 22 シニア運転者安全教育講習開催のお知らせ(Gマーク加点対象)

適正化だより

- 23 「安全性評価事業(Gマーク)・新規取得事業所を対象とした説明会」開催のご案内
- 24 令和元年度 フォローアップ研修会(C評価対象)を開催しました
／適正化事業「個別相談(出張相談)」のご案内
- 25 巡回指導における指摘(否)の割合が多い項目の傾向と注意点について
(10位 事業報告・実績書の提出)
- 26 適正化巡回指導報告 令和元年8月分

ブロックだより

- 27 【川崎ブロック】第3回ブロック運営会議を開催しました
／【相模原ブロック】新年賀詞交歓会を開催いたしました
- 28 【県南ブロック】定期健康診断を実施しました
／【県央ブロック】新年賀詞交歓会を開催しました

青年部会だより

- 29 入会のご案内

NEWS BOX

- 30 委員会・会議開催情報／今後の主な会議・行事予定
- 31 緊急支援物資輸送アンケートのご提出について／新規入会／交通事故死者数ワースト3
／県内の交通事故／一般貨物自動車運送事業用車両(トレーラーを除く)の推移
- 32 パソコン入門講習のお知らせ／無料法律相談のお知らせ／もってけ カナちゃん
／月間ベストセラーズ

神貨協連情報

- 33 株式会社 東日本宇佐美からのお知らせ／神貨協連よりお知らせ

陸災防情報

- 34 令和2年度上半期(4月～9月)各種技能講習・教育研修ご案内
- 35 労災事故は減少しましたが、高止まりです
- 36 令和2年4月1日から時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます

広告

- 38 神奈川県自動車交通共済協同組合



トラック事業における総合安全プラン2020 令和元年 県内の事業用貨物交通事故報告！ ～会員が第1当事者となった交通死亡事故は前年より増加～

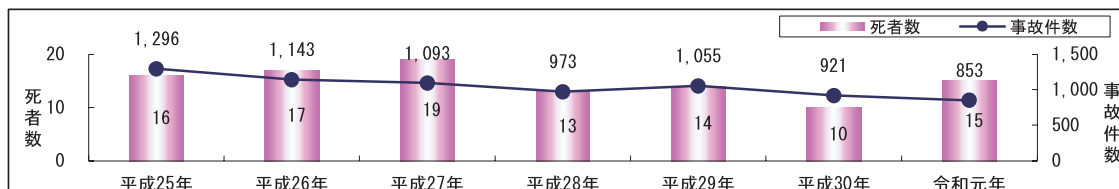
TOPICS

昨年7月から12月末日まで行われた「交通事故防止対策キャンペーン」に対し多大なる御協力を賜りました結果、昨年6月末における神奈川県内の交通死亡事故件数が全国ワースト1から昨年末は6位となりましたが、依然として132人の尊い命が失われている現状を鑑み、当協会では引続き啓発活動を推進してまいります。

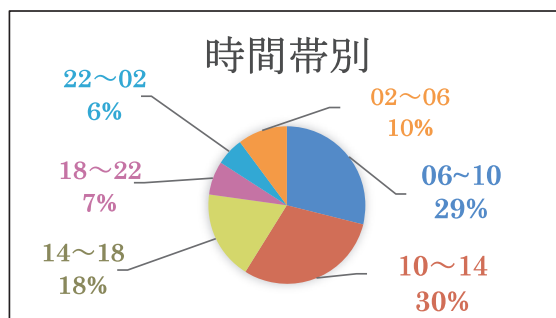
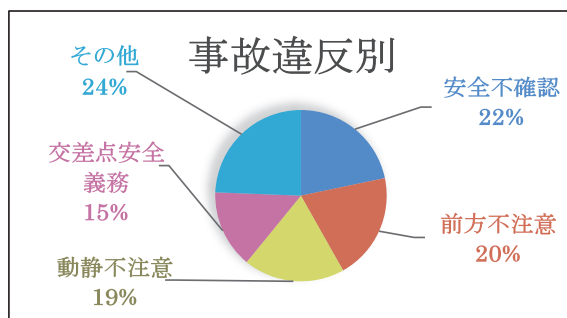
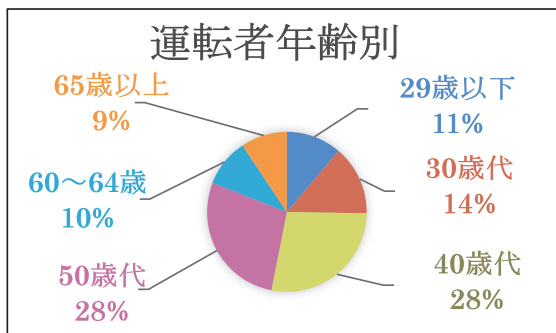
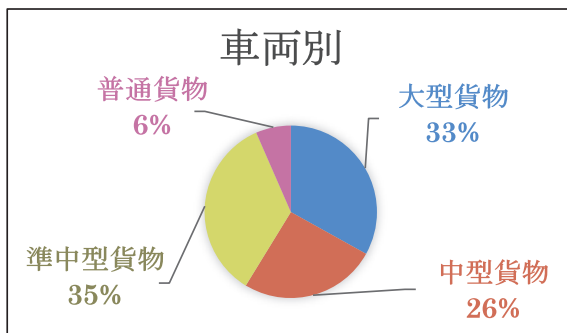
こうしたなか、神奈川県警察本部より令和元年の県内事業用貨物（第1当事者）の事故発生状況について、事故件数853件（前年比68件減）、事故死者数15人（前年比5人増）、その内、当協会員が県内で第1当事者となった事故死者数は6人（前年比2人増）、県内全体では事故件数は前年より減少しておりますが、死者数は前年より増加しているとの発表がされました。

また、当協会員が県内で第1当事者となった死亡事故件数6件の内5件は、歩行者及び二輪車（自転車含む）の事故となっており、近年、高齢歩行者及び二輪車と接触事故が増加傾向にあることから会員事業者の皆様には、改めて安全確認の励行に取り組んでいただき、貴社ドライバーの皆様への点呼時等に徹底した事故防止の注意喚起をお願いいたします。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
事故件数	1,296	1,143	1,093	973	1,055	921	853
死者数(会員関与)	16(5)	17(6)	19(12)	13(7)	14(6)	10(4)	15(6)



○県内の交通事故の発生状況（交通死亡事故含む）



（出典：神奈川県警察交通総務課）

02 TOPICS

米国（サンフランシスコ）海外視察研修を行いました

令和2年2月5日(水)から10日(月)の行程により米国（サンフランシスコ）海外視察研修を行いました。今回の視察研修は当協会の設立50周年記念事業として、吉田会長を団長として総勢23名の参加により開催されました。



サンフランシスコ到着時の様子

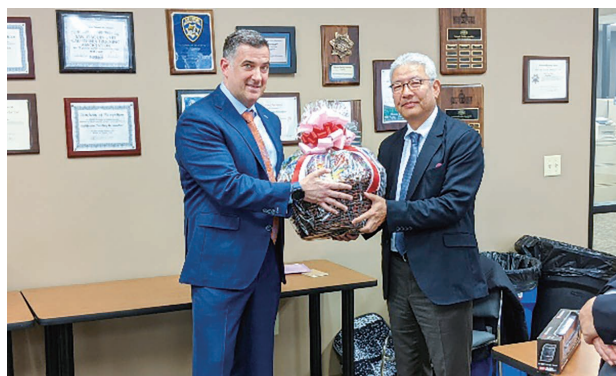
今回の海外視察研修は、米国の物流事情やIT関連企業の視察を通じてグローバル社会における物流のあり方や最先端の技術を体感していただき、今後の企業経営の参考にするために行いました。

主な視察先・内容は次のとおりです。

○カルフォルニアトラック協会

(California Trucking Association)

Senior Vice PresidentであるEric Sauer氏、及びVice PresidentのChiis Shimada氏より同協会の活動内容や米国トラック運送業界の現況について説明を受けた後、質疑応答がなされました。日本と異なり一人一車が認められるなど法律上の違いはあるにせよ、人出不足の状況は同じような問題も抱えているとのことでした。



Eric Sauer氏（左）と吉田会長



カルフォルニアトラック協会集合写真

○株式会社セールスフォース・ドットコム (Salesforce.com)

現地の邦人スタッフである宮下祐輔氏、及び中山雄登氏らより、同社の業務内容の説明を受けました。

同社は1999年に米国にて創業、翌2000年には日本にも進出し、従業員3万人を超えるIT企業で、クラウド技術を基本にAI等の最新テクノロジーを活用し、CRM（顧客管理マネジメント）等、新たな価値の創造と劇的な変化をもたらしており、今後の物流分野における活用について説明を受けた後、質疑応答がなされました。



セールスフォースにて集合写真

滞在中は天候にも恵まれ、参加者からは日本では体験できない内容で、大変有意義な視察研修であったとの声も寄せられました。



トラックフェスタ2020を開催しました

TOPICS

令和2年2月8日(土)・9日(日)にクイーンズスクエア横浜にて、「トラックフェスタ2020～交通安全から見るトラック輸送～」を開催しました。



このイベントは、トラック輸送産業の重要性や公共輸送機関としての理解と認識を得るとともに、業界の取組みを一般社会等へ分かり易くPRするために開催しているもので、今回で9回目を迎えます。

当日は楽しく交通安全を学べる交通安全ミュージカルや交通標識を用いたビンゴ大会、トラック協会恒例のチョロQレース大会、交通安全グッズのワークショップなど、盛りだくさんの内容で来場者の皆様をお迎えしました。



ステージで開催をした交通安全ミュージカルには、たくさんの子供たちが集まり、協会のマスコットキャラクター「トラックくん」「みどりちゃん」と一緒に歌や劇を楽しみながら交通安全を学んでいただきました。

また、交通安全ミュージカル終了後に開催した交通安全ビンゴ大会では、交通標識の紹介やトラック輸送に関するクイズを出題しながら進行し、会場は大盛り上がり。交通安全の啓発と業界のPRを図りました。

さらに、交通安全に役立つ反射材キーホルダー作りをワークショップコーナーで行い、親子連れで工作を楽しんでいました。

また、今回のトラックフェスタは、交通安全をVR動画にて学べる「VR体験コーナー」を特設し、子どもたちにVR動画を体験してもらいました。子供たちは楽しそうに学んでいました。



両日とも非常に多くの親子連れが訪れ楽しい2日間となりました。土曜日にはFMヨコハマの生レポートも入り、人気レポートの藤田優一さんが来場され、チョロQレースなどを実際に体験していただきながらレポートをしていただきました。今後も開催をしていきますので、皆様のご来場を心よりお待ちしております。



36協定届の様式が変わります

■問合せ先 事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882

今回の法改正によって法律に時間外労働の上限が規定されたため、36協定で定める必要がある事項が変わりました。このため、36協定届の新しい様式を策定しています。

- 時間外労働又は休日労働を行わせる必要がある場合には、以下の事項について協定した上で、36協定届（様式第9号）を所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる労働者の範囲		
対象期間（1年間に限る）	1年の起算日	有効期間
対象期間における ✓1日 ✓1か月 ✓1年 について、労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日		
時間外労働＋休日労働の合計が ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 を満たすこと		

- 臨時的な特別の事情があるため、原則となる時間外労働の限度時間（月45時間・年360時間）を超えて時間外労働を行わせる必要がある場合には、さらに以下の事項について協定した上で、36協定届（様式第9号の2）を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項	
限度時間を超える場合	臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合における ✓1か月の時間外労働＋休日労働の合計時間数（100時間未満） ✓1年の時間外労働時間（720時間以内）
	限度時間を超えることができる回数（年6回以内）
	限度時間を超えて労働させることができる場合
	限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置
	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
	限度時間を超えて労働させる場合における手続

- また、自動車運転者については以下の様式が制定されています。
様式第9号の4 適用猶予期間中における、適用猶予事業・業務に係る時間外・休日労働を行わせる場合

36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

今回の法改正とあわせて、時間外労働及び休日労働を適正なものとする 것을 目的として、36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意していただくべき事項に関して、新たに指針を策定しました。36協定の締結に当たっては、この指針の内容に留意してください。

Point 1

時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめてください。（指針第2条）

- ◆時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめられるべきものであり、労使がこのことを十分意識した上で36協定を締結する必要があります。

Point 2

使用者は、36協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負います。また、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があります。（指針第3条）

- ◆36協定の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条の安全配慮義務を負うことに留意しなければなりません。
- ◆「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号厚生労働省労働基準局長通達）において、
 - ✓1週間当たり40時間を超える労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まるとされていること
 - ✓さらに、1週間当たり40時間を超える労働時間が月100時間又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされていることに留意しなければなりません。

Point 3

時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にしてください。（指針第4条）

- ◆例えば、各種の製造工程において、それぞれ労働時間管理を独立して行っているにもかかわらず、「製造業務」とまとめているような場合は、細分化は不十分となります。

Point 4

臨時的な特別の事情がなければ、限度時間（月45時間・年360時間）を超えることはできません。限度時間を超えて労働させる必要がある場合は、できる限り具体的に定めなければなりません。この場合にも、時間外労働は、限度時間にできる限り近づけるように努めてください。（指針第5条）

- ◆限度時間を超えて労働させることができる場合を定めるに当たっては、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に定めなければなりません。
「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

Information

- ◆時間外労働は原則として限度時間を超えないものとされていることに十分留意し、限度時間を超える場合でも、(1) 1 か月の時間外労働及び休日労働の時間、(2) 1 年の時間外労働時間、を限度時間にできる限り近づけるように努めなければなりません。
- ◆限度時間を超える時間外労働については、25%を超える割増賃金率とするように努めなければなりません。



限度時間を超えて労働させる場合、月末 2 週間に 80 時間、翌月初 2 週間に 80 時間、合わせて連続した 4 週間に 160 時間の時間外労働を行わせるなど、短期に集中して時間外労働を行わせることは望ましくありません。

Point 5

1 か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、目安時間（※）を超えないように努めてください。（指針第 6 条）

（※）目安時間 1 週間：15 時間、2 週間：27 時間、4 週間：43 時間

Point 6

休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくするように努めてください。（指針第 7 条）

Point 7

限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保してください。（指針第 8 条）

- ◆限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保するための措置について、次の中から協定することが望ましいことに留意しなければなりません。

- (1) 医師による面接指導
- (2) 深夜業（22 時～5 時）の回数制限
- (3) 終業から始業までの休息時間の確保（勤務間インターバル）
- (4) 代償休日・特別な休暇の付与
- (5) 健康診断
- (6) 連続休暇の取得
- (7) 心とからだの相談窓口の設置
- (8) 配置転換
- (9) 産業医等による助言・指導や保健指導

Point 8

限度時間が適用除外・猶予されている事業・業務についても、限度時間を勘案し、健康・福祉を確保するよう努めてください。（指針第 9 条、附則第 3 項）

- ◆限度時間が適用除外されている新技術・新商品の研究開発業務については、限度時間を勘案することが望ましいことに留意しなければなりません。また、月 45 時間・年 360 時間を超えて時間外労働を行う場合には、⑦の健康・福祉を確保するための措置を協定するよう努めなければなりません。
- ◆限度時間が適用猶予されている事業・業務については、猶予期間において限度時間を勘案することが望ましいことに留意しなければなりません。

36協定の締結に当たって注意すべきポイント

Point
1

「1日」「1か月」「1年」について、時間外労働の限度を定めてください。

- 従来の36協定では、延長することができる期間は、「1日」「1日を超えて3か月以内の期間」「1年」とされていましたが、今回の改正で、「1か月」「1年」の時間外労働に上限が設けられたことから、上限規制の適用後は、「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働の限度を定める必要があります。

Point
2

協定期間の「起算日」を定める必要があります。

- 1年の上限について算定するために、協定期間の「起算日」を定める必要があります。

Point
3

時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にすることを協定する必要があります。

- 36協定では「1日」「1か月」「1年」の時間外労働の上限時間を定めます。しかし、今回の法改正では、この上限時間内で労働させた場合であっても、実際の時間外労働と休日労働の合計が、月100時間以上または2～6か月平均80時間超となった場合には、法違反となります。
- このため、時間外労働と休日労働の合計を月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とすることを、協定する必要があります。36協定届の新しい様式では、この点について労使で合意したことを確認するためのチェックボックスが設けられています。

Point
4

限度時間を超えて労働させることができるのは、「臨時的な特別の事情がある場合」に限ります。

- 限度時間（月45時間・年360時間）を超える時間外労働を行わせることができるのは、通常予見することのできない業務量の大幅な増加など、臨時的な特別の事情がある場合に限ります。



臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合の事由については、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など、恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

（臨時的に必要な場合の例）

- ・ 予算、決算業務
- ・ ボーナス商戦に伴う業務の繁忙
- ・ 納期のひっ迫
- ・ 大規模なクレームへの対応
- ・ 機械のトラブルへの対応

ここも注目

過半数代表者の選任

- 36協定の締結を行う労働者の代表は、労働者（パートやアルバイト等も含む）の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）が行う必要があります。
- 過半数代表者の選任に当たっては、以下の点に留意する必要があります。
 - ✓ 管理監督者でないこと
 - ✓ 36協定締結をする者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
 - ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと（※）

（※会社による指名や、社員親睦会の代表が自動的に選出されること等は不適切な選出となります。）
- さらに、使用者は過半数代表者が協定締結に関する事務を円滑に遂行することができるよう、必要な配慮（※）を行わなければなりません。

（※事務機器（イントラネットや社内メールも含む）や事務スペースの提供等）

I n f o r m a t i o n

一般社団法人神奈川県トラック協会 全県推薦による理事候補の希望者受付のお知らせ ～令和2年度は役員改選の年です～

■問合せ先 総務部 TEL 045-471-5511

当協会では、会員の皆様が当協会の理事として活躍できる機会を均等にするため、従来の各ブロックからの推薦による方法と併せて、会員の指定代表者が自ら理事候補となる事を希望する場合の方法として、理事会が候補者を選定する「全県推薦」による理事の選出方法を採用しております。

全県推薦により理事候補となる事を希望する方は下記によりお申込みください。

1. 全県推薦による理事候補定数

当協会理事（会員外理事を除く）総数62名の内 5名

2. 選任された理事の任期

令和2年度通常総会の日より令和4年度通常総会終了時まで

3. 全県推薦による理事候補を希望する者の条件

- ①役員改選年の前年（令和元年）10月1日時点で、当協会の指定代表者として届のある者。
- ②当協会員の指定代表者20社以上の推薦が受けられる者。
- ③全県推薦申出日において会費滞納がない者。

4. 全県推薦による理事候補を希望する者の手続き

所定の期日までに当協会会長あてに必要書類を届出てください。

5. 必要書類

- ①全県推薦による理事候補を希望する旨の届出書（様式1）
- ②全県推薦による理事候補を希望する者に関する推薦書（様式2）
- ③自認書

※理事候補の希望者ご本人が協会本部へお越しください。

説明の上書類をお渡しいたします。

6. 受付期間

令和2年2月14日（金）～令和2年3月13日（金）

※土曜日・日曜日・休日を除く

午前9時～午後5時

7. 受付場所・方法

必要書類を一般社団法人神奈川県トラック協会 本部窓口へご持参ください。

◎役員選任方法

役員（理事）改選では、各ブロックから推薦された候補者と全県推薦を希望された方を対象として、理事会にて理事候補を選定の上、通常総会（令和2年6月予定）の承認をもって決定します。

※全県推薦による候補者の選定は次による所とします。

- ①全県推薦による理事候補を希望する者が全県推薦枠数を超えない場合は、全員を理事候補者とします。
- ②全県推薦による理事候補を希望する者が全県推薦枠数を超えた場合は、別途期間を定めて推薦人の追加を行い、推薦人の多い順に理事候補者を選定します。推薦人の数が同数の場合は当事者間によるくじ引きにより理事候補者を選定します。

※推薦者に関する留意事項

- ①会員は複数の理事候補者の推薦はできません。複数の推薦が確認された場合は当該推薦数から除外します。
- ②会員は推薦した候補者がブロック推薦による候補者となった場合、若しくは辞退した場合は、他の候補者の推薦をすることができます。

※常任委員会への所属

委員会委員等選出規則の定めにより、理事（業務執行理事を除く）は何れかの常任委員会に所属していただきます。

※全県推薦による候補者、及び推薦者、並びにブロック推薦による候補者については、氏名及び会社名を当協会ホームページに掲載いたします。

- ①全県推薦による候補者、及び推薦者についての掲載は、協会で受付した翌日（土曜日・日曜日・休日を除く）の午前10時以降に行います。
- ②ブロック推薦による候補者については、ブロック推薦の締め切り日の翌日（土曜日・日曜日・休日を除く）の午前10時以降に行います。

※詳細については、当協会HP掲載の『理事・監事の選任に関する規則』、『全県推薦による理事候補者推薦に関する規則』をご覧ください。

当協会では、会員の中から選ばれた62名の理事（会員外理事除く）によって事業運営が図られています。

現在の理事は令和2年度の通常総会開催日をもって任期が満了となり、今回の改選によって選ばれる理事の任期は2年間となります。会員の皆様におきましては、当協会の理事改選についてのご理解と、今回の理事改選が円滑に行われますようご協力をお願い申し上げます。

Information

令和2年 陸運関係功労者表彰（神奈川運輸支局長） の候補者推薦について

■問合せ先 総務部 総務広報課 担当：有安 TEL 045-471-5511

令和2年陸運関係功労者の神奈川運輸支局長表彰が本年も行われますので、候補者の推薦をお願いします。

この表彰は、事業用自動車の役員を対象に行われているものです。

貴事業者の下記の資格要件を満たす役員の方がおられましたら、是非ともご推薦くださるようお願いいたします。

《資格要件》

- ①神ト協会会長表彰又は全ト協会会長表彰を受けた者。
- ②事業に従事する者で30年以上に亘って事業に精励し、そのうち当該事業又は事業団体の役員年数が5年以上の者で功績が顕著な50歳以上の方。

もしくは、事業の役員として15年以上、または、事業者団体の役員として12年以上の者であって、その功績が顕著な50歳以上の方。

- ③3年以上無事故・無違反であること

《提出期限》

令和2年3月27日(金)必着

※提出書類は神ト協HP会員専用ページからダウンロードできます。ご不明な点は担当までご連絡ください。

《提出先》

〒222-8510 横浜市港北区新横浜2-11-1
(一社)神奈川県トラック協会
総務部 総務広報課 有安

令和2年度（第48回） 神奈川県トラック協会会長表彰 推薦要綱

■問合せ先 総務部 総務広報課 担当：桑田 TEL 045-471-5511

令和2年度（第48回）神奈川県トラック協会会長表彰が本年も行われます。推薦の対象となる被表彰者は、協会会員事業所の役員と従業員及び運転者で、それぞれ感謝状と表彰状が贈られます。以下の被表彰者の資格要件に該当する会員事業所の方は、是非ともご推薦くださるようお願いいたします。

○被表彰者の資格要件

【役員】

協会会員事業所の役員として15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な者。

【従業員（運転者以外の中間管理職等従業員）】

従業員として15年以上勤務し、その功績が顕著な者。

【運転者】

営業用の運転者として10年以上勤務し、成績優秀であって所属する事業所に5年以上引き続き勤務している者。

※年数計算の基準日：令和2年5月31日

○推薦書の提出について

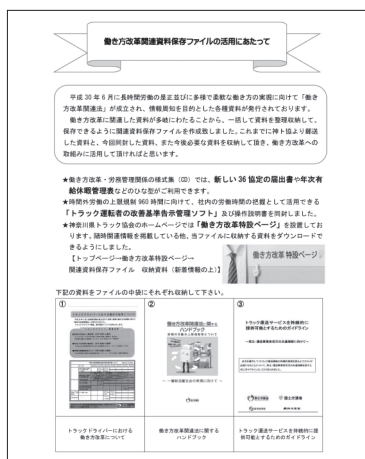
- ①期限 令和2年3月19日(木)厳守
- ②提出先 本部総務広報課または各サービスセンター
- ③推薦書 神ト協HP会員専用ページからダウンロードしていただくか、トラック時報2月号（P7・P8）をコピーしてください。（1名につき推薦書1枚が必要です）なお、従業員・運転者につきましては、1社につき最大8名までの推薦をお願いします。

「働き方改革関連資料保存ファイル」の発送について

■問合せ先 事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882

平成30年6月に長時間労働の是正並びに多様な働き方の実現に向けて「働き方改革関連法」が成立し、情報周知を目的とした各種資料が発行されております。

そこで、働き方改革に関連した資料が多岐にわたることから、一括して資料を整理収納して保存できるように「働き方改革関連資料保存ファイル」を作成いたしました。働き方改革への取組みに活用していただけるように全会員事業者へ関連資料とともに3月初旬にお手元にお届けできるよう発送いたしましたので、ご確認ください。



「定期点検整備促進運動」の実施について

標記につきまして、国土交通省及び警察庁等関係行政省庁の指導のもとに引き続き令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間実施をすることとなりましたのでお知らせいたします。運動の詳細につきましては、神ト協ホームページよりご確認ください。

参 考

<定期点検整備促進運動目的>

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

Information

(一社)神奈川県トラック協会 「令和元年度人材確保セミナー～働き方改革実現に向けた対応～」 の開催について

■問合せ先 事業部 業務課 TEL 045-471-8882

当業界では、人材確保や人材定着に向けた職場環境の整備が喫緊の課題であることから、若年者、女性、高齢者の求人、採用、育成方法並びに定着に向けた職場環境の整備や働き方改革実現に向けた実務等を内容とするセミナーを経営改善委員会の事業の一環として全ト協と共催で開催いたしますので、参加を希望される方は開催日の1週間前までにFAXにてお申込みください。

1. 対 象 会員事業者
2. 開催日時 令和2年3月16日(月)13時30分～17時00分(予定)
3. 開催場所 神奈川県トラック総合会館7階研修室
4. 講 師 (株)コヤマ経営 代表取締役 小山 雅敬氏
5. 研修内容
 - ①人材不足時代における運転者人材の実態
 - ②運転者人材等の採用
人材採用に向けた準備・効果的な求人(求人票の記載、Webの活用など)、人材採用の成功事例
 - ③新卒者、女性、高齢者の雇用促進
求人・採用・育成方法・社内体制の整備
 - ④人材が定着するための職場環境の整備
人材定着のための成功事例、働き方改革実現に向けた実務

6. 定 員 150名(先着順)
※申込者多数の場合には、1社あたりの人数を制限させていただくことがあります。
※申込者には、開催日の5日前までに受講票をお送りいたしますので、当日ご持参ください。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 業務課 宛 (FAX 045-471-9055) 令和 2 年 月 日
※個人情報については、研修会以外の目的には使用しません。情報等については厳重に管理します。

「令和元年度人材確保セミナー」参加申込書

受講者名	会員番号		
会社名・営業所名			
所属部署	役職		
所在地			
TEL	FAX		

集団健康診断（4月）のご案内

■問合せ先 事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882

（一社）神奈川県トラック協会では、集団健康診断（4月）を下記日程で実施いたします。
各ブロックの対象事業者へは例年同様にサービスセンターよりご案内をいたします。
なお、申込方法等詳細については、当協会ホームページからも閲覧いただけます。

※受診については事前の申込みが必須となっておりますのでご注意ください。

実施日	実施時間	実施場所（住所）
4月5日（日）	8：00～14：00	協同組合アツリュウ （厚木市長沼235）
4月5日（日）	8：30～12：30	小田原卸商業団地協同組合会館 （小田原市鬼柳172-9）
4月5日（日）	9：10～12：00	金沢産業振興センター （横浜市金沢区福浦1-5-2）
4月12日（日）	9：30～12：00	泉公会堂 （横浜市泉区和泉中央北5-1-1）
4月12日（日）	8：00～14：00	協同組合アツリュウ （厚木市長沼235）
4月19日（日）	8：30～12：00	清水橋クリニック （横浜市港南区日野中央1-19-4）
4月19日（日）	7：30～13：00	相模原サービスセンター （愛甲郡愛川町中津4077-3）
4月19日（日）	7：45～12：30	湘南貨物自動車運送協同組合 （藤沢市桐原町22）
4月26日（日）	7：45～12：30	湘南貨物自動車運送協同組合 （藤沢市桐原町22）
4月26日（日）	7：30～13：00	相模原サービスセンター （愛甲郡愛川町中津4077-3）
4月26日（日）	8：30～12：00	清水橋クリニック （横浜市港南区日野中央1-19-4）
4月29日（水）	8：30～12：00	清水橋クリニック （横浜市港南区日野中央1-19-4）

適性診断(初任・適齢)受診料助成のお知らせ

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

標記助成事業について、下記、国土交通大臣の適性診断認定機関にて初任診断・適齢診断を受診した場合、受診料の助成を実施しております。助成額は、初任診断・適齢診断ともに2,400円（診断料4,800円）となります。当助成事業の利用方法につきましては、各認定機関により異なりますので、次ページ【所定のお手続き】をご参照の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

なお、助成対象は、神奈川県内の営業所に所属する運転者とし、助成可能人数は会費請求台数分（被牽引を除く）までとします。（当該事業予算を超えた場合は、その時点で助成を終了）

（注）10月1日より、初任・適齢診断受診料が4,700円から4,800円に変更されてます。

神ト協では、診断結果を一般診断と同等に扱うことのできる「可搬型運転操作検査器（アクセスチェッカー・ミニ）」を無料で貸出しております。お申込み・お問合せは、お近くの神ト協各サービスセンターまでお願いいたします。（詳しくは16ページをご参照ください。）

適性診断認定機関	住所／ホームページアドレス	営業日等 ※診断実施時間については、 各認定機関にご確認ください
①(独)自動車事故対策機構 神奈川支所 TEL：045-471-7401	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-11-1 トラック総合会館3F (JR新横浜駅北口より徒歩8分) http://www.nasva.go.jp	月～金曜日（但し第一、 三土曜日は営業しますが、 その翌週の月曜は 休み）
②ヤマト・スタッフ・サプライ(株) 東京研修センター TEL：03-6426-0193	〒135-0064 東京都江東区青海2-4-32 タイム24ビル 11F 北棟 (ゆりかもめ「テレコムセンター」駅より徒歩2分) http://www.y-staff-supply.co.jp	年中無休 【年末年始・館内休館日 (12月第2週の日曜日) を除く】
③神奈川県自動車交通共済協同組合 TEL：045-475-2197	〒222-8582 横浜市港北区新横浜2-13-4 (JR新横浜駅北口より徒歩8分) http://shinkokyo.or.jp	共済カレンダーによる ※土曜日営業有
④都南自動車教習所 TEL：046-253-5151	〒252-0021 座間市緑ヶ丘4-20-1 (小田急線相武台前駅南口より徒歩5分) http://www.tonan-go.jp	火～日曜日 ※土・日曜日営業 ※月曜日休校
⑤三共自動車学校 TEL：0466-81-3706	〒251-0875 藤沢市本藤沢1-11-23 (小田急線藤沢本町駅から徒歩約5分) http://safety-sankyou.co.jp	三共自動車学校 実施予定表による ※土曜日営業有
⑥小田原ドライビングスクール TEL：0465-36-1215	〒250-0865 小田原市蓮正寺540-2 (小田急線瑛田駅から徒歩5分) http://odawara-ds.com/	火～土曜日 実施予定による ※月曜日休校
⑦飛鳥ドライビングカレッジ川崎 安全研修室 TEL：044-380-5510	〒210-0025 川崎市川崎区下並木97 (京急線八丁畷駅から徒歩2分) https://aska-stc.co.jp	年中無休（都合により 休校日あり） ※土・日・祝日営業有 ※平日夜間営業有

Information



●【所定のお手続き】 ※ご予約は神奈川県トラック協会ではなく、各認定機関に直接行ってください。

認定機関 ① の場合

手続き1 / 空き状況を確認後、ご予約（インターネットまたはFAX）⇒予約確認書が発行されます。
 手続き2 / 下記【受診料助成を利用した際のご負担分について】をご参照の上、受診当日に窓口にて受診料をお支払いください。
 ※FAXでのご予約の際は認定機関①にご連絡していただき、認定機関①専用の申込書をお取り寄せください。

認定機関②～⑦の場合

手続き1 / 空き状況を確認後、ご予約（インターネットまたはFAX）⇒予約確認書（認定機関により名称が異なる）が発行されます。
 手続き2 / ご予約された認定機関に「神奈川県トラック協会適性診断受診申込書」をFAXしてください。
 手続き3 / 下記「初任・適齢診断受診料助成を利用した際のご負担分について」をご参照の上、受診当日に窓口にて受診料をお支払いください。
 ※FAXでのご予約の際は予約する認定機関にご連絡していただき、各認定機関専用の申込書をお取り寄せください。
 ※「神奈川県トラック協会適性診断受診申込書」は当協会HP会員専用ページよりダウンロードしてください。
 ※各認定機関により、お手続きが若干異なる場合がございますので、詳細は各認定機関にお問合ください。

●【初任・適齢診断受診料助成を利用した際のご負担分について】

- 1) 初任診断・適齢診断については、受診当日申し込んだ認定機関の窓口において、一人当たり2,400円をお支払いください。但し、交通共済組合員が③の交通共済にて初任・適齢診断を受診される場合は2,400円の支払いは必要ありません。
- 2) 会費請求台数分の人数を超過して受診した場合、超過人数分の受診料は全額事業者負担となります。十分ご注意ください。

参考

- 初任診断は、運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって、当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断を受診したことが無い者に受診義務があります。
- 65歳以上の高齢者を新たに雇い入れた場合、初任診断ではなく、適齢診断のみの受診で問題ありません。
- 事故対策機構では、過去10年以内の診断結果は謄本という形で支所にて再発行（1通400円）を受付けております。名前と生年月日から過去履歴を検索可能です。個人情報となりますので、ご本人様が直接支所に来ていただき、身分証（運転免許証等）による本人確認の後にお渡しいたします。

Information

可搬型運転操作検査器(アクセスチェッカー・ミニ)貸出のご案内 ～運転適性を「アクセスチェッカー」で簡易診断します～

Information

事故防止対策事業の一環として、「可搬型運転操作検査器（アクセスチェッカー・ミニ）」を会員の皆様に貸し出ししております。

本検査器は、いつでも、どこでも、運転者の空き時間を利用し、短時間で簡単に検査ができ、検査後即時に検査結果の解析データが得られます。

本検査器は各サービスセンターに配置しております。是非、運転者に対する安全教育、交通事故防止にご活用ください。また、例年4月～6月のご利用は大変混み合いますので、早めのご利用をご検討ください。

【注意事項】

本検査器における診断結果は、貨物自動車運送事業輸送安全規則により受診が義務付けられている初任診断及び適齢診断等の診断結果として取扱うことはできませんが、一般診断（任意診断）の診断結果と同等に取扱うことができます。なお、本検査器における診断は、安全性評価事業（Gマーク）における「安全性に対する取組の積極性」事項の「特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている」の項目において加点の対象となります。

《運転操作検査の内容と構成機器》

運 転 操 作 検 査 器	①単純反応検査……………反応の速さと正確さを測定（約5分） ②選択反応検査……………操作の選択と正確さを測定（約5分） ③ハンドル操作検査……………正確なハンドル操作を測定（約5分） ④注意配分・複数作業検査……………複数課題への注意配分を測定（約5分）
検 査 所 要 時 間	1人当たり約20分、結果表の印刷は即時に可能
構 成 機 器	①ハンドル・ペダル・パソコン・プリンタ ②構成機器はスーツケースに収納



《貸出について》…可搬型運転操作検査器運用規程の抜粋

貸 出 対 象 地 域	神奈川県内
貸 出 期 間	1週間
貸 出 費 用	無料
申 込 方 法	電話にて予約の上、利用申込書を提出してください。

《貸出申込み・問合せ》※お近くのサービスセンターにお申込みください。

申 込 先	連 絡 先
川 崎 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 044-544-2217 / FAX 044-555-8855
横 浜 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 045-471-8884 / FAX 045-620-5201
相 模 原 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 046-285-1919 / FAX 046-286-2384
県 南 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 0466-52-7502 / FAX 0466-52-8035
県 央 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 046-281-7704 / FAX 046-281-9908

◆ ◆ 血圧計貸出のご案内 ◆ ◆

■問合せ先 事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882

過労死や健康起因事故の原因（脳疾患等）となる高血圧の予防を推進するため、会員の皆様へ血圧計の貸出を行っております。本機器を乗務前点呼等で使用し、日常の健康管理対策や、異常時の乗務停止判断などに役立つ血圧計の導入をご検討ください。

お申込みは、神ト協ホームページの血圧計貸出運用規程（会員専用ページ→健康管理事業）を必ずご覧の上、お近くのサービスセンターへ予約してください。

【貸出機器】

オムロンヘルスケア(株) 自動血圧計 健太郎
HBP-9020

【主な特徴】

- ・測定結果が即時に印刷されます。
- ・正確測定サポート機能が搭載されており、簡単に一人で正しく測れる血圧計です。
- ・腕周17～42cmまで測定可能です。



【貸出について】

貸 出 対 象 地 域	神奈川県内
貸 出 期 間	2 週間
貸 出 費 用	無料
貸 出 方 法	機器の借用、返却は会員事業者様がサービスセンターにて行ってください。

【貸出申込み】 ※お近くのサービスセンターにお申込みください。

申 込 先	連 絡 先
川 崎 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 044-544-2217 / FAX 044-555-8855
横 浜 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 045-471-8884 / FAX 045-620-5201
相 模 原 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 046-285-1919 / FAX 046-286-2384
県 南 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 0466-52-7502 / FAX 0466-52-8035
県 央 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 046-281-7704 / FAX 046-281-9908

Information

資 料

貨物車の荷待ち調整、短時間駐車について

神奈川県警察本部
駐 車 対 策 課

1 概要

圏央道海老名インター近くの主要地方道相模原茅ヶ崎線で、早朝、夕方の時間帯に荷物の積卸時間の調整やコンビニエンスストア立寄りの貨物車の駐車が多く、通行する車のドライバーさんや付近住民の方から苦情、取締りを求める声が多くあがっています。路上駐車をしないようにしてください。

2 現場

海老名市社家827番地先道路（主要地方道相模原茅ヶ崎線上・下線）



【要望の現場】
主要地方道相模原茅ヶ崎線（上・下線）、片側2車線の道路

3 貨物車駐車状況

【主要地方道相模原茅ヶ崎線の貨物車駐車状況】



路上駐車は、他の通行の支障となり、死角をつくります。

事故の原因となり、危険です。短時間でも駐車場にいれましょう！

トラック事業における 総合安全プラン2020

01 初任運転者安全教育講習開催のお知らせ

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

当講習は国土交通省告示に基づく内容にて実施しており、法令に則したものとなっております。社内に新規採用者が在籍する方、社内の新人教育担当者におかれましては、是非当講習をご活用ください。

尚、トラックの初任運転者等について、運転者教育の強化を図るため、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号）の一部が改正され、平成29年3月12日より施行されました。

この改正により、初任運転者に対しては、「座学のみ6時間以上の指導」から「座学及び実車を用いた15時間以上の指導」に変更され、「実際にトラックを運転させ、安全な運転方法の20時間以上の指導」が新設されたことを受け、当講習においては「座学及び実車を用いた15時間以上の指導」の内、6時間分（計12項目の内5項目）を新たな告示に対応したカリキュラムにて実施します。

	開催日	場所	講習時間（予定）
第1回	4月11日（土）	飛鳥ドライビングカレッジ川崎 （川崎市川崎区下並木97）	9時50分～17時00分

定員 10名（定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。受講決定者には後日決定通知書をFAXにて送付させていただきます。）

対象者 会員事業者所属ドライバー（県内営業所所属ドライバーに限ります）で、入社後1年以内の新規採用ドライバー、及び新人ドライバーの教育担当者。※マニュアル車の運転経験の無い方は申込前にご連絡ください。

参加費 1,000円（当日徴収します。）

申込み 下記の申込書によりFAXにて4月3日（金）までにお申込みください。また、申込みについては、1社1名でお願いします。

★初任運転者の方でなくても受講可能ですが、初任運転者（入社後1年以内）の方を優先させていただきます。また、当日の講習は車両に乗車しての実技講習があります。

（当日免許証を確認させていただきます。＊講習終了後、修了証を発行します。）

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課 宛（FAX 045-471-9055）

令和2年 月 日

※いただいた個人情報については、当該用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

「初任運転者安全教育講習」参加申込書

講習日 4月11日（土）	
会員番号.....	事業者名.....
参加者氏名.....	連絡担当者.....
連絡先TEL.....	FAX.....
参加者情報 入社歴.....年.....ヶ月	事業用自動車の運転歴.....年.....ヶ月
実技講習時希望車両2t車.....4t車.....10t車.....<いずれかに○を>	

参考

関連団体である神奈川県自動車交通共済協同組合においても初任運転者を対象とした特別指導講習を別途開催しておりますので、両講習をご受講いただいた場合、両講習で実施していない2項目（下表太枠の項目）及び補足が必要な項目については自社等にて3時間以上実施してください。

※開催日時、申込方法等の詳細は神奈川県自動車交通共済協同組合 安全推進部までお問合せください。

TEL 045-475-2197 FAX 045-475-2199 E-mail anzen@shinkokyo.or.jp

一般的な指導及び監督の内容	カリキュラム（両団体とも6時間）	
	神奈川県トラック協会	神奈川県自動車交通共済協同組合
①トラックを運転する場合の心構え	○	○
②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	○	○
③トラックの構造上の特性	○	○
④貨物の正しい積載方法	○	○
⑤過積載の危険性	○	○
⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項	○	○
⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	○	○
⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	○	○
⑨運転者の運転適性に応じた安全運転	○	○
⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	○	○
⑪健康管理の重要性	○	○
⑫安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法	○	○

02 「日常点検講習」開催のご案内（Gマーク加点对象）

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

環境保全・交通安全・経費削減に効果が期待されるエコドライブの普及を推進するため、車両の点検整備に関する知識や技術の向上を目的として標記講習を開催いたします。

参加ご希望の方は、下記の申込書に記入の上、FAXにてお申込みください。

1. 日程・場所

	開催日	場所	講習時間(予定)	使用車両
第1回	4月18日(土)	神奈川三菱ふそう自動車販売(株) (横浜市鶴見区安善町2-1-7)	9時30分～12時00分	4t



座学講習の風景



実車講習の風景

2. 対 象 会員事業者所属のドライバーなど（県内営業所所属の方に限ります。）
 3. 定 員 20名（定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。）
※広くエコドライブを普及させるため、1社あたりの受講人数を制限させていただくことがございますので、予めご了承ください。
 4. 受 講 料 無 料
 5. 講習内容 「日常行う車両の点検整備について」（座学及び実車講習）
 6. 申 込 み 下記申込書により、FAXにて4月10日(金)までにお申込みください。
(申込書に記入漏れがある場合は受付できません。)
- 受講決定者には、後日受講証をFAXにて送付します。当日は受講証をご持参ください。
 - 講習終了後、修了証を発行します。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課 宛(FAX 045-471-9055)

令和2年 月 日

※いただいた個人情報については、当該用途以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

「日常点検講習」参加申込書

講習日	4月18日(土)		
会員番号		参加者名	(フリガナ)
会社名			
TEL	()	FAX	()

03 ドライブレコーダー活用講座のご案内（Gマーク加点対象） 伝わりやすい社内教育におけるドライブレコーダー映像の活用方法

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

ドライブレコーダーのさらなる普及と効果的な活用の促進を目的として、標記講座を開催します。この講習はドライブレコーダーに残された事故映像等から、具体的な教育指導の方法を検討していただく内容となっています。既にドライブレコーダーを導入済みの方や今後導入を検討している方、安全対策に関心のある皆様のご参加をお待ちしています。

参加ご希望の方は、下記の申込書により、FAXにて4月15日(水)までにお申込みください。

1. 日 程・場所

	開催日	場所	講習時間（予定）
第1回	4月22日(水)	神奈川県トラック総合会館 (横浜市港北区新横浜 2-11-1)	13時30分～16時00分

2. 対 象 会員事業者の安全教育担当者（管理者等）

3. 定 員 50名（定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。）

※受講決定者に対しては、後日受講証をFAXにて送付します。

当日は受講証をご持参ください。

4. 受講料 無 料

5. 講 師 交通事故防止コンサルタント 上西 一美 氏

6. 講習内容 「伝わりやすい社内教育における
ドライブレコーダー映像の活用方法」

自社の安全教育で
使用できるドラレコ映像を
ご提供します!!



.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課 宛 (FAX 045-471-9055)

令和2年 月 日

※いただいた個人情報については、当該用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

「ドライブレコーダー活用講座」参加申込書

講習日	4月22日(水)		
会員番号		参加者名	(役職)
会社名			(フリガナ)
TEL	()	ドライブレコーダーの導入	有 ・ 無
FAX	()		

04

シニア運転者安全教育講習開催のお知らせ(Gマーク加点対象)

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

この講習は、超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策の一環として、加齢に伴う体の変化が運転に及ぼす影響を確認するとともに、高齢歩行者及び高齢自転車運転者の行動特性を理解しつつ、安全運転を継続するための方法を習得することを目的としています。

	開催日	場所	講習時間 (予定)
第1回	4月25日(土)	小田原ドライビングスクール (小田原市蓮正寺540-2)	9時50分～17時00分

カリキュラム <トラックの運転等、実車を使用した講習がメインとなります。>

- ①反応検査の結果を踏まえた運転技能診断
- ②トラックの日常点検の実施方法
- ③危険の予測及び回避(回避の限界)
- ④高齢歩行者及び高齢自転車運転者の行動特性を踏まえた運転方法
- ⑤法規走行(技能検定)実践 等

※当日免許証を確認させていただきます。

※講習終了後、修了証を発行します。

定 員 10名(定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。受講決定者には後日決定通知書をFAXにて送付させていただきます。)

対 象 者 会員事業者所属の50歳以上のドライバー(県内営業所所属のドライバーに限ります。)
※ドライバー経験の年数は問いませんが、年齢が高い方を優先させていただきます。
※マニュアル車の運転経験の無い方は申込前にご連絡ください。

参 加 費 1,000円(当日徴収します。)

申 込 み 下記の申込書によりFAXにて、4月17日(金)までにお申込みください。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課 宛(FAX 045-471-9055) 令和2年 月 日

※いただいた個人情報については、当該用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

「シニア運転者安全教育講習」参加申込書

講習日	4月25日(土)		
会員番号	事業者名		
参加者氏名	事業用自動車の運転歴 年 月		
生年月日	昭和 年 月 日	年齢	歳
連絡先	TEL	FAX	
連絡担当者			
実技講習時希望車両 2t車 4t車 10t車 <いずれかに○を>			

適正化だより

「安全性評価事業（Gマーク）・新規取得事業所を対象とした説明会」開催のご案内

安全性評価事業は、利用者がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性の向上のための環境整備を図ることを目的とし、平成15年度からスタートしており、現在、神奈川県においては34.5%の会員事業者が取得しています。今般、更なる取得率の向上を目指すとともに、早期に申請準備を始めていただくため、新規取得を目指す事業所を対象に標記説明会を下記により開催いたしますので、ご参加をお願いいたします。

なお、4月から5月にかけて新規・更新事業者を対象に説明会を開催する予定です。

記

1. 日 時 令和2年3月23日(月)13時～15時頃迄
2. 場 所 神奈川県トラック総合会館 6階研修室
3. 受講対象 令和2年度新たにGマーク取得を目指している事業者
4. 講習内容 Gマーク新規申請に係る説明及び質疑応答
5. 定 員 30名（先着申込み順のため、定員になり次第締切とします。）
6. 申込方法 下記の「参加申込書」によりFAXにてお申込みください。
7. 締 切 日 令和2年3月16日(月)まで

※安全性評価制度への申請に当たっては、

- ①事業開始後（運輸開始後）3年を経過していること
- ②配置する事業用自動車数が5両以上であること
- ③a. 虚偽の申請、その他不正な手段等により申請の却下又は評価の取消しを受けた事業所にあつては、当該却下又は取消しに係る申請年度後2事業年度を経過していること。
b. 不正申請等により認定の取消しを受けた事業所にあつては、取消し後2年を経過していること。

以上の申請資格を満たしていることが必要です。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

適正化事業部 宛（FAX 045 - 471 - 5536）

令和2年 月 日

※いただいた個人情報については、説明会用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

「安全性評価事業・新規取得事業所を対象とした説明会」参加申込書

会 社 名 営 業 所 名			
参加者氏名	(ふりがな)	直近巡回指導	年 月 頃
連 絡 先	TEL () / FAX ()		
備 考	(事前に質問等がありましたら、具体的にご記入ください)		

適正化だより

令和元年度 フォローアップ研修会（C評価対象）を開催しました

適正化巡回指導においてC評価（普通）の事業者を対象として、さらなるレベルアップを目的としたフォローアップ研修会が2月13日（木）13時30分より神奈川県トラック総合会館6階研修室にて開催され、38社45名のご参加をいただきました。

当日は、「巡回指導の評価をさらに向上させるための取組みについて」をテーマとして、神ト協適正化指導員より「C評価事業者の巡回指導で指摘の多い項目の傾向と対策」の解説がされた後に、



ヤマト・スタッフ・サプライ(株)東京研修センター講師 榎澤正男氏より、巡回指導時によく指摘される「特定運転者への指導と適性診断の受診について」の講義が行われました。講師より特定運転者へ必要な指導監督のポイントや適性診断の受診時期、内容などの解説がされた後にグループディスカッションによる各社の取り組み内容と課題について、意見交換と各グループからの発表がありました。

参加者は、次回の巡回指導での評価向上に向け、今後の特定運転者への指導と適性診断の受診についての再確認を行い、約2時間30分の講習を熱心に聴講しました。

適正化事業「個別相談（出張相談）」のご案内

問合せ先 適正化事業部 TEL045-471-5877

適正化事業実施機関では、通常の巡回指導とは別に希望される事業者を対象に、事業所を直接訪問する「個別相談（出張相談）」の機会を設けています。

現在、神奈川県では定期的に行う巡回指導について3年に1回程度の巡回頻度となっておりますが、県内に複数の営業所をお持ちの事業者や安全性評価事業の認定事業所等は巡回間隔が延びてしまい、法令の周知等が行き届かない事例が多く見受けられます。

これらのことから、定期的に行う巡回指導とは別に、「法令の遵守状況」や「安全性評価事業認定制度」等について、個別相談（出張相談）を実施しています。

この相談では事後の改善報告書の提出をお願いすることや巡回の評価をすることはございませんのでお気軽にご相談ください。

但し、お伺いできる巡回指導員の人数にも限りがありますので、希望される時期等により指定期日の変更等をお願いすることもございますのでご承知置きください。

※個別相談（出張相談）申込要綱（詳細）については、適正化ホームページにてご確認ください。

適正化だより

巡回指導における指摘(否)の割合が多い項目の傾向と注意点について (10位 事業報告・実績書の提出)

「巡回指導における指摘（否）の割合が多い項目 ワースト10」で、今月号ではワースト10位の「事業報告書及び事業実績報告書の提出」について、以下の通り傾向と注意点などをまとめましたので、ご参考にしてください。

10位 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。（本社巡回に限る。）
： 指導件数 792件中「否」が173件

（平成30年4月～平成31年3月実施の巡回指導結果に基づく）

順位	指摘（否）の理由	否件数	割合
1	事業報告書未提出	132	46.3%
2	事業実績報告書未提出	123	43.2%
3	事業報告書未提示	16	5.6%
4	事業実績報告書未提示	14	4.9%
合 計		285	100%

※指摘（否）の理由は、重複しています。

<事業報告書とは>

毎事業年度における営業活動状況を報告する書類で、①事業概況報告書、②一般貨物自動車運送事業損益明細表、③一般貨物自動車運送事業人件費明細表、④貸借対照表、⑤損益計算書の5部構成となります。

<事業実績報告書とは>

前年4月1日から3月31日までの1年間の輸送実績を一表に纏めた書類です。

<指摘（否）の傾向と注意点>

事業報告書未提出、事業実績報告書未提出の2項目で約9割を占めております。必ず、所轄の運輸支局に提出しなければならないとなっているものの、決算報告書の作成遅れや事業実績用の走行距離の集計遅れや督促が無いために提出が漏れたり、遅延する傾向にあります。

また、書類作成を行政書士等に依頼をしているためか、巡回指導時に書類提示の要請を受けて慌てて控えの確認を行う事業者も見受けられます。

事業報告書は、毎年事業年度の経過後100日以内（決算日から100日以内）に2部提出。（協会提出の場合は3部）また、事業実績報告書は毎年7月10日までに2部提出。（協会提出の場合は3部）それぞれ地方運輸支局に提出しなければなりません。未報告の場合、報告義務違反として、警告処分の可能性もあります。（再違反の場合、10日車）国の重要な統計資料の元となりますので、必ず、期日までに提出して下さい。

※報告書様式については、協会窓口で販売及び協会ホームページ（会員専用→様式集）に掲載されています。

<根拠法令等>

貨物自動車運送事業法 第60条第1項

貨物自動車運送事業報告規則 第2条

適正化だより

適正化巡回指導報告 令和元年8月分

神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関

1. 巡回件数

種類	通常	新規(参)	新規	特別(乗)	特別	集合	合計
件数	76	4	8	1	2	0	91

2. 総合評価

評価	A／大変良い	B／良い	C／普通	D／悪い	E／大変悪い	F／その他	合計
件数	29	28	22	7	2	3	91

3. 指導項目・件数

指導内容		指導件数	ワースト10
I. 事業計画等			
(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか		2	
(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか		8	
(3) 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか		5	
(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か		4	
(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か		4	
(6) 届出事項に変更はないか(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)／本社巡回のみ		0	
(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか		0	
(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか		0	
II. 帳票類の整備、報告等			
(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか		0	
(2) 自動車事故報告書を提出しているか		0	
(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか		2	
(4) 車両台帳が整備され、適正に記入がされているか		1	
(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)		8	
III. 運行管理等			
(1) 運行管理規程が定められているか		2	
○ (2) 運行管理者が選任され、届出されているか		2	
(3) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか		12	(8)
(4) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか		0	
○ (5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、適正に管理しているか		12	(8)
(6) 過積載による運送を行っていないか		0	
○ (7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か		21	(4)
(8) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か		4	
(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か		4	
(10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か		4	
○ (11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか		19	(5)
○ (12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか		23	(3)
○ (13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか		15	(6)
IV. 車両管理等			
(1) 整備管理規程が定められているか		2	
○ (2) 整備管理者が選任され、届出されているか		2	
(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか		10	(10)
(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか		6	
○ (5) 定期点検基準に基づき適正に点検整備を行い、記録簿等が保存されているか		13	(7)
V. 労基法等			
(1) 就業規則が制定され、届出されているか		5	
(2) 36協定が締結され、届出されているか		8	
(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)		0	
○ (4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか		25	(2)
VI. 法定福利費			
(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか		5	
(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか		9	
VII. 運輸安全マネジメント			
(1) 運輸安全マネジメントの実施は適正か		30	(1)
指導件数合計		267	

ブロックだより

●● 川崎ブロック ●●

第3回ブロック運営会議を開催しました

2月12日(水)午前11時より川崎貨協会館3階大会議室におきまして、第3回ブロック運営会議が行われました。当日の議題につきましては以下のとおりです。

1. 下期実施済みの事業報告について
 - ①第9回東扇島クリーン大作戦
 - ②第46回川崎みなと祭り
 - ③運転者研修会
 - ④川崎ブロック懇談会
 - ⑤川崎市トラック関係6団体賀詞交歓会
2. 役員改選に伴う理事の推薦について
3. 次年度事業計画について



ブロックだより

●● 相模原ブロック ●●

新年賀詞交歓会を開催いたしました

1月24日(金)17時よりホテルラポール千寿閣にて相模原ブロック新年賀詞交歓会を開催いたしました。

当日は森多可示相模原副市長をはじめとするご来賓を含め89名もの方々にご出席いただき、相模原ブロック内新入会員3社様のご紹介や毎年恒例となった青年部会による「お楽しみ抽選会」等により会場は大いに盛り上がり、新年を祝する会員交流の場となりました。

また、「交通遺児への募金活動」も同時に行い参加者皆様のご厚意により、後日、相模原市社会福祉協議会を通じて寄付が行われる予定です。

4月4日、5日開催の相模原市民桜まつりにも相模原ブロックとして出展し、募金活動等を行う予定ですので会員皆様のご参加・ご協力のほど宜しくお願いいたします。



三原ブロック長主催者挨拶



青年部会お楽しみ抽選会

ブロックだより

●● 県南ブロック ●●

定期健康診断を実施しました

運転者等の健康管理を目的とした、集団健康診断を2月1日(土)横須賀地区貨物自動車協同組合にて、2月9日(日)三浦地区貨物自動車協同組合にて実施し、1日は238名、9日は134名の方が受診しました。

また、神奈川県自動車交通共済協同組合にご協力いただき、つばさ号にて、2日間合計26名の方が適性診断を受診しました。

同地区の定期健康診断の次回開催は7月下旬、8月上旬を予定しています。健診によって潜在している病気を発見・将来生活習慣病になりやすいリスクがあるかどうかを確認出来ます。是非健康診断を受けましょう。



●● 県央ブロック ●●

新年賀詞交歓会を開催しました

1月28日(火)17時より、レンブラントホテル海老名にて県央ブロック新年賀詞交歓会を開催し、ご来賓および会員を含め総勢129名が来場されました。

当日は金谷智司ブロック長の主催者挨拶で始まり、ご来賓の御挨拶や御紹介、祝電披露に続いて相場與志雄副ブロック長による乾杯発声がされました。祝宴では多くの来場者による賑やかな雰囲気の中で交流が深められた後、奥山恵子副ブロック長の中締めにより盛況の内に終了いたしました。



主催者挨拶 金谷ブロック長



祝宴会場

青年部会だより

01

入会のご案内

■問合せ先 総務部 総務広報課 白井 TEL 045-471-5511

私達（一社）神奈川県トラック協会青年部会は会員相互の親睦と連携を密にし、研鑽をつみながら当協会の事業活動への参画・協力を通じて貨物自動車運送事業の振興を図るとともに、社会一般の福祉の増進に役立てることを目的に活動しています。また、当部会は45歳以下のトラック協会会員事業所の経営者および、経営に携わる若手社員にて形成しています。

主な活動内容としては、「経営・人材育成研修」として常設研修会や国内外視察研修会を開催。「社会貢献事業」として小学校での交通安全教室、社会福祉法人の園児とのふれあい事業などを開催。「会員相互及び会員家族の交流」として夏季家族会やクリスマス家族会を開催。また、「他都道府県トラック協会青年部会との交流」など。

以上のような色々な活動をしております。興味をお持ちの方は事務局までご連絡ください。

神ト協ホームページ

青年部会「主な活動報告」のページを是非見てください！

| 神奈川県内109社の仲間になりませんか？

（一社）神奈川県トラック協会 青年部会は2019年で設立から30年が経ちます。

今なお設立からの諸先輩方の熱い思いを胸に109社・116名が活動を行っております。

青年部会活動は、主として次代の運送業界を担う若手経営者または後継者並びに幹部社員の研鑽の場とし、会員企業の発展と会員の資質向上を図り、兼ねて社会一般の福祉増進に努めることを目的としております。

軽貨物の輸送業者から重積物の輸送業者まで幅広い業種が加盟し、「最新法令の勉強会」・「全国の青年部会会員との交流会」・「会員相互の親睦会」などを開催し、情報交換の有効な場となっております。

- ① 部会長所信
- ② 主な活動内容
- ③ 主な活動報告
- ④ 入会資格について
- ⑤ 入会方法について
- ⑥ お問い合わせ

詳細につきましては神ト協ホームページ「青年部会」のページをご覧ください。

主な活動報告

【活動報告】

[2018年度第3回全体会議](#) 

[2019年度第1回全体会議【通常総会】](#) 

[2019年度第1回全体会議【SDGsに関わる研修会】](#) 

[2019年度第1回全体会議【懇親会】](#) 

PDFデータにて実施事業ごとに活動報告をご覧いただけます。

NEWS BOX



委員会・会議開催情報

第4回 広報委員会

日 時 2月13日(木) 13時00分～

場 所 6階研修室

報告事項

(1) 広報事業の実施報告及び進捗状況について

議 題

(1) 令和2年度 委員会事業計画・予算(案)について

(2) メディアPR(案)について

(3) その他

第4回 交通環境委員会

日 時 2月14日(金) 11時00分～

場 所 6階研修室

報告事項

(1) 令和元年度 各種研修会等及び各種助成事業の進捗状況について

(2) 道路環境改善検討会からの報告について

(3) その他

議 題

(1) 令和2年度 交通環境委員会事業計画(案)並びに事業予算(案)について

(2) その他

第4回 税制金融委員会

日 時 2月17日(月) 11時00分～

場 所 6階研修室

報告事項

(1) 令和元年度信用保証料助成事業中間報告

(2) 令和元年度近代化基金推薦融資実施報告

(3) 令和元年度取引環境窓口実施報告

(4) 車両制限令及びETCコーポレートカード適正利用に関する研修会実施報告

(5) 令和2年度税制改正・予算に関する要望実施報告

(6) 神ト協としてのSDGsに係る取組みについて(常任理事会の報告)

議 題

(1) 令和2年度事業計画及び予算(案)について

(2) その他

4回 ブロック事業委員会

日 時 2月18日(火) 12時00分～

場 所 6階研修室

報告事項

(1) 前回委員会の議事概要の報告について

(2) ブロックからの報告について

(3) 所管事業の報告について

議 題

(1) 令和2年度事業計画(案)及び予算(案)について

(2) その他

3回 経営改善委員会

日 時 2年2月20日(木) 11時00分～

場 所 6階研修室

報告事項

(1) 令和元年度免許資格取得助成事業中間報告

(2) 令和元年度物流出前授業実施報告

(3) 令和元年度パソコン教室実施報告

(4) 令和元年度経営者研修会実施報告

(5) 貨物自動車運転手の合同面接会実施報告

(6) 業務用免許PR動画に係る報告

議 題

(1) 令和2年度事業計画及び予算(案)について

(2) 令和元年度人材確保セミナー開催(案)について

(3) その他

第4回 総務企画委員会

日 時 2月27日(木) 15時00分～

開催場所 6階研修室

報告事項 50周年事業特別委員会からの報告について

議 題

(1) 令和2年度事業計画(案)について

(2) 令和2年度収支予算(案)について

(3) 災害対策連絡会議等開催要領(案)について

(4) 会員の退会申告の処理(案)について

(5) その他

第5回 広報委員会

日 時 2月28日(金) 15時00分～

場 所 6階研修室

議 題

(1) メディアPR(案)について



今後の主な会議・行事予定

常任理事会

3月3日(火) 15時00分～

理事会

3月24日(火) 13時30分～

設立50周年事業特別委員会

3月24日(火) 16時00分～

緊急支援物資輸送アンケートのご提出について

総務部 防災対策室 TEL 045-471-5511

緊急物資輸送の組織作りのためのアンケートを2月10日付で全会員に送付させていただきました。

このアンケートは、災害時に協会が市町村の要請により、市町村の物資拠点から避難所へ支援物資を運ぶこととなっており、この支援物資輸送にご協力いただける会員事業者の募集を目的として実施しています。

未回答の会員事業者の方々におかれましては、お忙しいところ恐縮ですが、アンケートにご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

株式会社 日通総合研究所 矢野 裕之（TEL 090-1990-2371／直通）



新規入会

令和2年2月1日現在 会員総数 2,313社

月 日	会社名	主な連絡先（所在地）	電話番号	車輛数	ブロック
2.1	(有)湘南エスライン	厚木市旭町1-16-4	050-3778-2203	16	県央
2.1	(株)KST	横浜市都筑区牛久保東2-6-1	045-595-0311	8	横浜
2.1	大翔トランスポート(株)	川崎市川崎区池上新町3-1-4-4F	044-742-8017	28	川崎



県内の交通事故

(令和元年12月)

月・年累計区分	発生件数	死者数	負傷者数
12月中	2,052件	8人	2,394人
12月末	23,294件	132人	27,392人
前年同期比	-2,918件	-30人	-3,629人
増減率	-11.1%	-18.5%	-11.7%



都道府県別交通事故死者数ワースト3

(令和元年12月)

順位	1	2	3	6
都道府県	千葉	愛知	北海道	神奈川
12月中	24人	14人	12人	8人
12月末	172人	156人	152人	132人
前年同期比	-14人	-33人	+11人	-30人



一般貨物自動車運送事業用車両（トレーラーを除く）の推移

車種別

	平成31年3月末	令和元年11月末			令和元年12月末				
	車 両 数	車両数	対前年度末		車両数	対 前 月		対前年度末	
			増減数	比 率		増減数	比 率	増減数	比 率
普 通	46,395	46,748	353	100.8	46,818	70	100.1	423	100.9
小 型	4,592	4,643	51	101.1	4,653	10	100.2	61	101.3
特種普通	18,457	18,527	70	100.4	18,537	10	100.1	80	100.4
特種小型	768	786	18	102.3	782	△4	99.5	14	101.8
合 計	70,212	70,704	492	100.7	70,790	86	100.1	578	100.8

1) 神奈川運輸支局 自動車保有台数調べより引用

2) 特種には、乗用の特種車を含む。

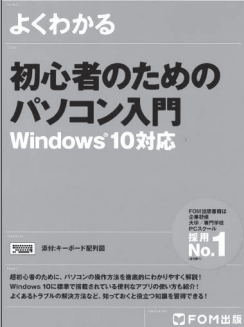
NEWS BOX

パソコン入門講習のお知らせ

■問合せ先 事業部 業務課 TEL 045-471-8882

毎月第2月曜日（祝祭日の場合は翌週月曜日）に神ト協事務局によるパソコン入門講習を行います。

1回2時間（9時30分～11時30分）、定員1名の完全予約制となりますので、ご希望の方は問合せ先までご連絡ください。
※パソコンを使ったことが無い方が対象です。



☆受講される方には、講習当日にテキスト「初心者のためのパソコン入門」をお渡ししております。

— 神奈川県弁護士会所属弁護士による —

□ 無料法律相談のお知らせ □

※事前予約制（事業部 業務課 TEL 045-471-8882まで）※

毎月第2月曜日（祝日の場合翌週月曜日）が
無料法律相談開催日です。

3月の相談日は、3月9日（月）です。
4月の相談日は、4月13日（月）です。

開催時間：①13時30分～ ②14時30分～
各枠1社1時間

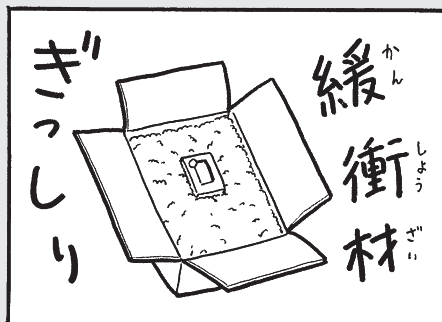
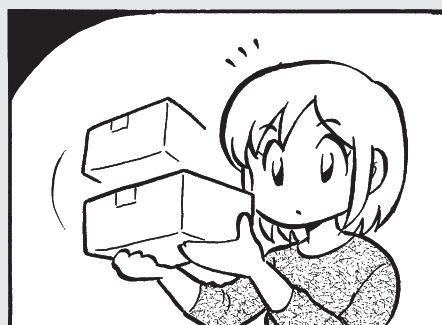
場 所：トラック総合会館個室
（港北区新横浜2-11-1）

※各地域の神奈川県弁護士会法律相談センターでの相談もご利用いただけます。

（いずれも事前予約制となります。必ず業務課までご連絡ください。）

もってけカナちゃん

水田恐竜



1月・月間ベストセラーズ（総合部門）

1位	鋼鉄の法 — 人生をしなやかに、力強く生きる	著者名 大川隆法 出版社 幸福の科学出版 2,000円＋税	6位	DVDでよくわかる！120歳まで生きるロングブレス	著者名 美木良介 出版社 幻冬舎 1,600円＋税
2位	こども六法	著者名 山崎聡一郎 出版社 弘文堂 1,200円＋税	7位	明るい暮らしの家計簿 2020年版	著者名 ときわ総合サービス 出版社 ときわ総合サービス 650円＋税
3位	WORLD SEIKYO 2020年春号	著者名 — 出版社 聖教新聞社 227円＋税	8位	ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー	著者名 プレイディみかこ 出版社 新潮社 1,350円＋税
4位	見るだけで勝手に記憶力がよくなるドリル	著者名 池田義博 出版社 サンマーク出版 1,300円＋税	9位	ポケットモンスター ソード・シールド 公式ガイドブック 完全ストーリー攻略＋ガラル図鑑	著者名 元宮秀介 ワンナップ 出版社 オーバーラップ 1,600円＋税
5位	田中みな実1st写真集『Sincerely yours...』	著者名 田中みな実 伊藤彰紀 出版社 宝島社 1,800円＋税	10位	反日種族主義 — 日韓危機の根源	著者名 李栄薫 出版社 文藝春秋 1,600円＋税

文庫・コミック除く

2020年01月01日(水)～2020年01月31日(金) 有隣堂全店ベストセラーズ

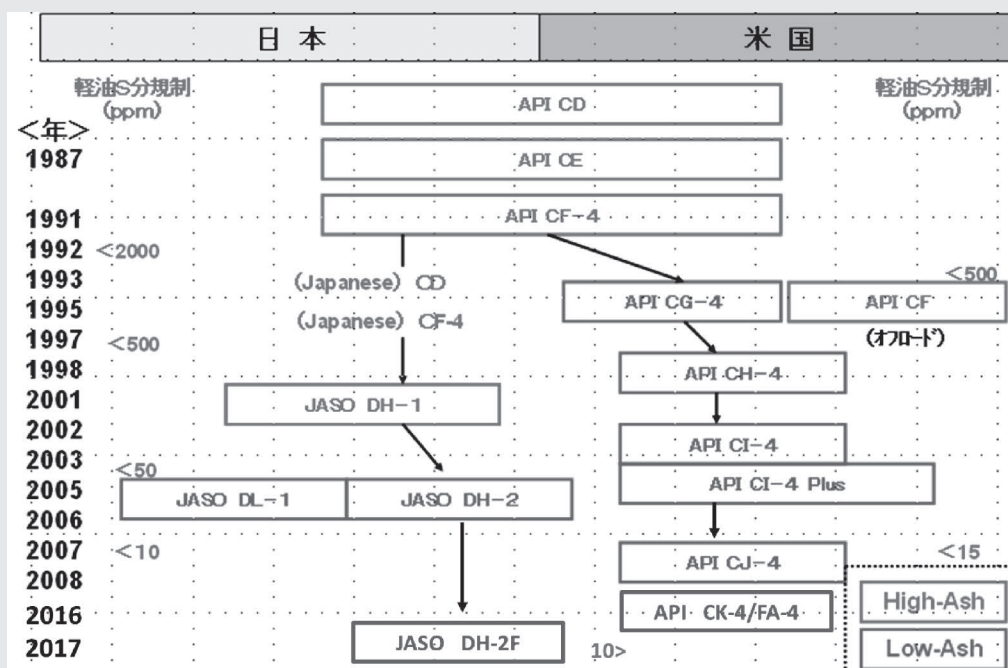
神貨協連情報

■神奈川県貨物自動車事業協同組合連合会 TEL045-471-7323

▶ 株式会社 東日本宇佐美からのお知らせ ◀

～エンジンオイル豆知識・進化するエンジンオイル～

【ディーゼルエンジンオイル規格の変遷】



上図のようにディーゼルエンジンオイルの歴史は、1955年API（アメリカ石油協会）によって制定された規格にはじまり、エンジンの高温・高出力化により変遷してきました。やがて、軽油の硫黄分削減などの環境規制に伴う対応も実施されてきました。

2001年にはアメリカと日本のエンジン部品の動弁系の構造の違いから日本独自の規格・JASO規格が制定され、現在では排気ガス浄化対策のDPF対応のJASO DH-2規格対応のオイルとなっています。さらには、劣化しても燃費を維持できるDH-2F規格も登場しています。

このようにディーゼルエンジンオイルの規格は、排ガス規制、燃費規制及びエンジン技術の発達に対応するように制定されています。

次回は省燃費オイル編をご紹介します。

この記事は株式会社東日本宇佐美が作成しました

■ お知らせ ■

1月8日に開催された神奈川県中小企業団体中央会表彰式にて、弊会の会員協同組合及びその役職員が下記の通り受賞しました。

優良組合の部	協同組合横浜運輸経済同友会
	京浜貨物事業協同組合
優良役員の部	横浜貨物自動車運送事業協同組合 理事 相良 裕
	協同組合横浜輸送センター 理事長 横山雅行
優良職員の部	協同組合アツリュウ 営業課長 松井伸悟

敬称略

陸災防神奈川県支部情報

令和2年度上半期(4月～9月)各種技能講習・教育研修ご案内 (神奈川県労働局長登録教習機関) 陸災防神奈川県支部

陸災防神奈川県支部で実施している令和2年度上半期分（4月～9月）の各種技能講習および教育等の日程が次のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

この案内の詳細については紙面の制約もあり掲載しませんが、会員の皆様には別途ご案内文書を2月中に送付いたしましたのでご覧ください。

なお、受講料金・講習時間・空き状況・案内書・申込書については陸災防神奈川県支部までお問合せいただくかホームページをご覧ください。

●問合せ先 陸災防神奈川県支部 TEL 045-472-1818 FAX 045-472-1305 陸災防神奈川県支部 検索

令和2年度上半期技能講習・教育研修日程表

	4	5	6	7	8	9
フォークリフト 運転技能講習	4日(土)愛川学科 5日(日)愛川実技 11日(土)愛川実技 12日(日)愛川実技	16日(土)愛川学科 17日(日)愛川実技 23日(土)愛川実技 24日(日)愛川実技	13日(土)愛川学科 14日(日)愛川実技 20日(土)愛川実技 21日(日)愛川実技	11日(土)愛川学科 12日(日)愛川実技 18日(土)愛川実技 19日(日)愛川実技	1日(土)愛川学科 2日(日)愛川実技 8日(土)愛川実技 9日(日)愛川実技	12日(土)川崎学科 13日(日)川崎実技 19日(土)川崎実技 20日(日)川崎実技
	11日(土)川崎学科 12日(日)川崎実技 18日(土)川崎実技 19日(日)川崎実技	16日(土)川崎学科 17日(日)川崎実技 23日(土)川崎実技 24日(日)川崎実技	6日(土)川崎学科 7日(日)川崎実技 13日(土)川崎実技 14日(日)川崎実技	4日(土)川崎学科 5日(日)川崎実技 11日(土)川崎実技 12日(日)川崎実技	1日(土)川崎学科 2日(日)川崎実技 9日(日)川崎実技 10日(月・祝)川崎実技	5日(土)川崎学科 6日(日)川崎実技 12日(土)川崎実技 13日(日)川崎実技
玉掛け 技能講習			5日(金)新横浜学科 6日(土)新横浜学科 7日(日)川崎中実技	3日(金)愛川学科 4日(土)愛川学科 5日(日)愛川実技		21日(月・祝)愛川学科 22日(火・祝)愛川学科 27日(日)愛川実技
小型移動式 クレーン運転 技能講習			26日(金)新横浜学科 27日(土)新横浜学科 28日(日)川崎中実技	23日(木・祝)愛川学科 24日(金・祝)愛川学科 25日(土)愛川実技		
はい作業主任者 技能講習		12日(火)新横浜学科 13日(水)新横浜学科		10日(金)新横浜学科 11日(土)新横浜学科		2日(水)新横浜学科 3日(木)新横浜学科
安全衛生推進者 (初任時)教育				2日(木)新横浜学科		
フォークリフト運転業 務従事者安全衛生教育						6日(日)愛川学・実
積卸し作業指揮者教育				21日(火)新横浜学科		18日(金)新横浜学科
積卸し作業指揮者教育 (追加)						24日(木)新横浜学科
車両系荷役運搬機械 等作業指揮者教育				16日(木)新横浜学科		9日(水)新横浜学科
車両系荷役運搬機械等 作業指揮者教育 (追加)						24日(木)新横浜学科
新交通KYT講習			3日(水)厚木学科 11日(木)新横浜学科 30日(火)新横浜学科			
交通労働災害防止 担当管理者教育						17日(木)新横浜学科
荷役災害防止担当管理 者教育 (陸運事業者向け)				7日(火)新横浜学科		
荷役災害防止担当管理 者教育 (荷主向け)				14日(火)新横浜学科		
その他	墜落予防セミナー・腰痛予防セミナー・転倒予防セミナーを年1回～2回程度開催					

新横浜…神奈川県トラック総合会館 川崎…川崎総合物流運輸協同組合 厚木…厚木市文化会館
愛川…北相貨物自動車協同組合 (神ト協相模原SC) 川崎中…川崎中央トラック協同組合

陸災防神奈川支部
労災情報 (R2.1)

神奈川県内の
陸運業の労災

令和元年12月末
の速報値

労災事故は減少しましたが、高止まりです。

☆死傷災害は22名(2.4%)減少しましたが876名と高水準です。



用語の説明は支部
ホームページ参照！

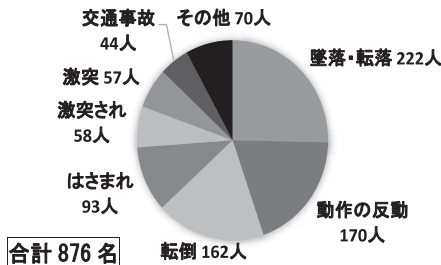
神奈川労働局の集計によると、令和元年12月末(1月1日から12月31日)における県内の陸運業の労働災害発生は平成30年同期と比較し次のとおりとなっています。

- ◇ 死傷災害は 道路貨物運送業では44名(-6.1%)と減少していますが、陸上貨物取扱業では22名(+12.2%)と大幅に増加しています。
- ◇ 死亡災害は 道路貨物運送業の運転者・運転助手の2名が亡くなり昨年間と同数です。

1. 概況 (神奈川県内) 陸上貨物運送事業全体(道路貨物運送業+陸上貨物取扱業)・・・(事故の型ワースト6+交通事故)

事故の型	墜落・転落	動作の反動 (腰痛等)	転倒	はさまれ・ 巻き込まれ	激突され	激突	交通事故	その他	合計
発生件数	222	170	162	93	58	57	44	70	876
対前年増減	+3	+15	-7	+23	+9	-18	-6	-41	-22
同上増減率	+1.4%	+9.7%	-4.1%	+32.9%	+18.4%	-24.0%	-12.0%	-36.9%	-2.4%

陸上貨物運送業全体



陸上貨物運送業全体の発生状況

基本操作・行動
の励行を！！

◎ 死傷災害

- ① はさまれ・巻き込まれ災害が+32.9%増加し93名となった。
- ② 墜落・転落災害は、僅かな増加であるが、陸運業全体の被災者の4人に1人以上(25.3%)を占めるに至っている。

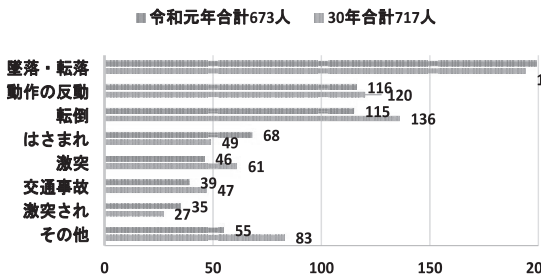
◎ 死亡災害 (2名発生 下記3死亡災害発生概要 参照)

- ① トラック運転者が道路を歩行中乗用車に轢かれた。
- ② ターレーを運転し、エレベーターに乗り込む際、降りてきた扉に頭部を激突した。

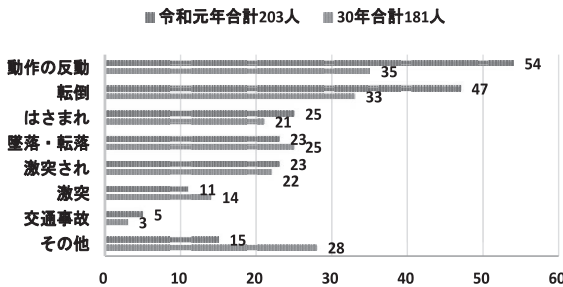
◎ 平成31年の過去最多の労災事故発生に引き続く、高止まりの危機的状況を労使で共有し、荷役作業を重点にあらゆる対策を講じて労災事故を撲滅しましょう。

2. 各業種の概要

道路貨物運送業



陸上貨物取扱業



- ☆1 昨年同期に比べ-6.1%(-44名)減少して673名となっている。
- ☆2 墜落・転落災害が増加し、全体の30%を占めるに至った。
- ☆3 はさまれ災害が+38.8%と大幅増加となっている。

- ※1 昨年同期に比べ +12.2%(+22名)と大幅増加している。
- ※2 動作の反動(腰痛・筋肉痛等)が+54.3%(+19名)も激増。
- ※3 転倒災害が+42.4%(+14名)と急増している。

3. 死亡災害発生概要 (陸上貨物運送事業関係)

陸災防神奈川支部

番号	発生地	年月日 曜日 時刻	事業の種類 労働者数 職種	起 因 物 事故の型	発 生 概 要
1	横浜市	31.1.21 (月) 17時頃	道路貨物 運送業 1~9名 運転者	乗用車・バス・バイク 交通事故	運転業務が終わり会社の駐車場から道路を歩いて事務所に報告に戻る途中に乗用車に轢かれたもの。
2	東京都	31.4.8 (月) 0時頃	道路貨物 運送業 30~49名 運転者	その他の 動力運搬機 激突	ターレット式構内運搬自動車を運転してエレベーターに乗り込む際、エレベーターの扉が下がりきる前に乗り込もうとして加速したが、間に合わず、扉の下端に頭部が激突したものの。

**令和2年4月1日から
時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます
【中小企業の適用の猶予期間が終了し、全ての企業に適用されます】**

3 6 協定で定める時間外労働及び休日労働 について留意すべき事項に関する指針

（労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針）

- 2019（平成31）年4月より、3 6（サブロク）協定（※1）で定める時間外労働に、罰則付きの上限（※2）が設けられます。
- 厚生労働省では、時間外労働及び休日労働を適正なものとするを目的として、3 6 協定で定める時間外労働及び休日労働について留意していただくべき事項に関して、新たに指針を策定しました。

（※1）3 6（サブロク）協定とは

⚠ 時間外労働（残業）をさせるためには、3 6 協定が必要です！

- 労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。
- 法定労働時間を超えて労働者に時間外労働（残業）をさせる場合には、
 - ✓労働基準法第36条に基づく労使協定（3 6 協定）の締結
 - ✓所轄労働基準監督署長への届出が必要です。
- 3 6 協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「1日、1か月、1年当たりの時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

（※2）時間外労働の上限規制とは

⚠ 3 6 協定で定める時間外労働時間に、罰則付きの上限が設けられました！

- 2018（平成30）年6月に労働基準法が改正され、3 6 協定で定める時間外労働に罰則付きの上限が設けられることとなりました（※）。（※）2019年4月施行。ただし、中小企業への適用は2020年4月。
- 時間外労働の上限（「限度時間」）は、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。
- 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、年720時間、複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、月100時間未満（休日労働を含む）を超えることはできません。また、月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

3 6 協定の締結に当たって留意していただくべき事項

① 時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめてください。（指針第2条）

②使用者は、3 6 協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負います。また、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があります。（指針第3条）

- ◆3 6 協定の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条の安全配慮義務を負うことに留意しなければなりません。
- ◆「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号厚生労働省労働基準局長通達）において、
 - ✓1週間当たり40時間を超える労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まるとされていること
 - ✓さらに、1週間当たり40時間を超える労働時間が月100時間又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされていることに留意しなければなりません。

③時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にしてください。（指針第4条）

④臨時的な特別の事情がなければ、限度時間（月45時間・年360時間）を超えることはできません。限度時間を超えて労働させる必要がある場合は、できる限り具体的に定めなければなりません。この場合にも、時間外労働は、限度時間にできる限り近づけるように努めてください。（指針第5条）

◆限度時間を超えて労働させることができる場合を定めるに当たっては、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に定めなければなりません。

「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

◆時間外労働は原則として限度時間を超えないものとされていることに十分留意し、(1)1か月の時間外労働及び休日労働の時間、(2)1年の時間外労働時間、を限度時間にできる限り近づけるように努めなければなりません。

◆限度時間を超える時間外労働については、25%を超える割増賃金率とするように努めなければなりません。

⑤1か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、目安時間（※）を超えないように努めてください。（指針第6条）

（※）1週間：15時間、2週間：27時間、4週間：43時間

⑥休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくするように努めてください。（指針第7条）

⑦限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保してください。（指針第8条）

◆限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保するための措置について、次の中から協定することが望ましいことに留意しなければなりません。

(1) 医師による面接指導、(2)深夜業の回数制限、(3)終業から始業までの休息時間の確保（勤務間インターバル）、(4)代償休日・特別な休暇の付与、(5)健康診断、(6)連続休暇の取得、(7)心とからだの相談窓口の設置、(8)配置転換、(9)産業医等による助言・指導や保健指導

⑧限度時間が適用除外・猶予されている事業・業務についても、限度時間を勘案し、健康・福祉を確保するよう努めてください。（指針第9条、附則第3項）

◆限度時間が適用除外されている新技術・新商品の研究開発業務については、限度時間を勘案することが望ましいことに留意しなければなりません。また、月45時間・年360時間を超えて時間外労働を行う場合には、⑦の健康・福祉を確保するための措置を協定するよう努めなければなりません。

◆限度時間が適用猶予されている事業・業務については、猶予期間において限度時間を勘案することが望ましいことに留意しなければなりません。

指針の全文はこちら <https://www.mhlw.go.jp/content/000350259.pdf>

ご不明な点やご質問がございましたら、厚生労働省または事業場の所在地を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署におたずねください。

➤ 問合せ先：厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課 03-5253-1111（代表）

➤ 最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署は以下の検索ワードまたはQRコードから参照できます。

検索ワード： 都道府県労働局 または 労働基準監督署

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



(2018.9)

※上記の上限規制に加え

「36協定届（時間外労働・休日労働に関する協定届）」の様式および内容が変更されています。

◎自動車運転の業務については令和6年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。

広告

神交共 安全情報・事故事例

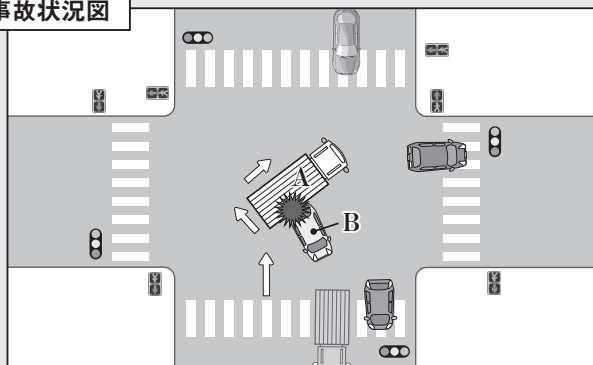
No.149

右折時に焦って接触

対物賠償

総賠償額 **54万円**

事故状況図



事故の状況

普通貨物車を運転するAは、納品先への到着時刻が迫っており、時間を気にしながら交差点に差し掛かると、渋滞のために交差点内に停止していた対向直進車両Bを避けるため、大回りして右折をしたところ内輪差によりBに接触し、車両後部を損壊させた。

運転者の話

納品時間が気になり焦っていて、渋滞中の交差点を右折しようと乗用車の後方を通過するときにつけてしまいました。

事故防止のポイント

この事故の原因は、交差点を右折する際に対向車線が渋滞しているにもかかわらず、右折をしようと急いでいたことによる、ハンドル操作の誤りです。

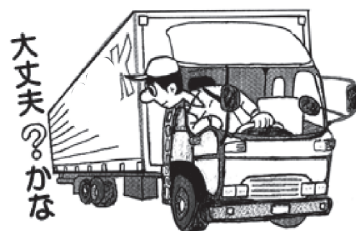
焦りは冷静な判断を欠き、事故への危険性が非常に高まります。運転中は平常心を保ち、ゆとりを持って安全運転に努めましょう。

～コメンタリー運転で事故防止～

「前方よし!」、「右よし!」、「左よし!」を実践して安全運転を励行しましょう。

<構内事故防止のポイント!>

- 混雑しているときは、無理に交差点内に入らない!
- 右折時は、対向車や横断歩道等の安全をしっかりと確認し、確実に徐行して通行!
- 交差点進入時は一方だけに気をとられない!



3月の安全推進重点項目は、
交差点事故の防止
('ゆとり運転'で事故防止)です。

3月の安全運転推進スローガン

声を出せ
事故防止には
コメンタリー

「神交共ロードサービス」スタート!

神奈川県自動車交通共済協同組合では、当組合契約者へのサービスとして「神交共ロードサービス」をスタートし、ご好評をいただいております。

1. サービス対象車両

当組合の対人共済契約車両（構内専用車、自動二輪車及び原動機付自転車を除く）



2. 補償範囲

- ①タイヤパンク時のスペアタイヤ交換作業（1回20万円(税込)限度、スペアタイヤ代除く）
 - ②事故または故障等により走行不可能となった場合の修理工場までのレッカー搬送（1回20万円(税込)限度、脱輪・落輪による引き上げを含む）
- ※応急修理費用は含まれません。お客様都合による二次搬送等はサービス対象外（お客様負担）となります。

無料サービス

レッカー・引き上げ・タイヤ交換



有料サービス

バッテリー上がり・ガス欠・鍵開け など



※各々20万円を超えた場合は、超過額は実費負担となります。

（提携ロードサービス会社：JHRネットワークサービス株式会社）

安心と安全を廉価で提供!!

安全への取り組み

【組合員の皆様は、すべて無料でご利用いただけます】

- ・安全運転トレーニングセンター
少人数グループディスカッション
- ・輸送安全規則に基づく「特別指導講習」
[初任・事故惹起]
各月一回、協同組合アツリユウでも実施（初任）
- ・輸送安全規則に基づく「特別適性診断」
国土交通大臣認定 [初任・適齢・特定 I]
- ・運転操作検査器搭載車「つばさ号」
運転操作検査器4台を搭載
- ・可搬型事故防止機器
アクセスチェッカーの貸し出し
- ・運転者講習会
当組合講師による出張講習



神奈川県自動車交通共済協同組合

〒222-8582 横浜市港北区新横浜二丁目13番地4
TEL. 045-475-2134 FAX. 045-475-2144
URL. <http://shinkokyo.or.jp>



広告

信頼のネットワークで日本のハイウェーを結ぶ



宇佐美

いつでもどこでも、よりよい品をより安く、しかも確かな技術で。

株式会社 東日本宇佐美

〒135-0053 東京都江東区辰巳1-7-17 東日本宇佐美ビル4F

TEL 03-5569-6613 FAX 03-5569-6685 URL <http://usami-net.com> 携帯URL <http://usami-net.com/keitai/>

広告

YAKO

WRECKER ROAD SERVICE

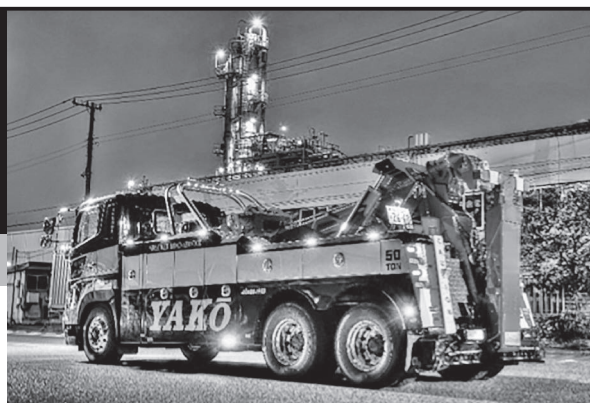
◆最高品質ロードサービス◆

——— 故障・事故 365日24時間出動 ———

- ☆普通車・中型～大型トラック・バス・トレーラー 対応可能
- ☆レッカー車・サービスカー 37台常時待機
- ☆日野自動車・いすゞ自動車・UDトラックス・三菱ふそう
- 各保険・リース提携 JHRネットワークサービス株式会社加盟
- ☆首都高速道路・NEXCO東日本・各社協定 保険切替え可能

各営業所案内

- 本社(鶴見区)
- 横浜湾岸営業所(神奈川区)
- 東京支店(大田区新蒲田)
- 麻布営業所(港区三田)



(有)矢向自動車工業

TEL(045)581-2815

〒230-0001 横浜市鶴見区矢向1-5-39

URL <http://www.carclap.co.jp>

E-MAIL yako@carclap.co.jp



広告

フルハーフサービス株式会社

当社は  **日本フルハーフ** の整備子会社です。 ボディ修理・改造、キャブ塗装
土日も営業中！ 他社ボディの修理歓迎！ 冷凍機修理対応



国土交通省認証工場
大型塗装ブース完備
相模陸事隣り



〒243-0303 愛甲郡愛川町中津4061-5

TEL 046-285-0585 FAX 046-285-7894 お帰りの際の足車あります (要予約)

広告

事故ゼロを目指してドライバーが働きやすい職場に。

デジタルタコグラフや衝突防止警報システムは貴社の大切なドライバーを守ります。
テレコムでは従業員様が長く、安心して働ける環境作りをお手伝いいたします。
お客様の業務に合った安全機器をご提案させていただきます。

デジタルタコグラフ

働き方改革や労務管理にも

ドライブレコーダー機能内蔵タイプのデジタコで
ドライバーの安全運転を支援。

安全教育 事故防止 運行位置管理 燃費削減効果

録画画像もカードレス&
リアルタイムに見れる

ITP-WebService V2

これ1台で
解決!!

ネットワーク型デジタコ+ドライブレコーダー

DTS-D2D

FUJITSU



ドライバーが日報を
書かなくて済みます

各車両の運行状況や位置情報、作業
情報などをリアルタイムで確認可能。
帰庫後のカード読取処理がなくなり、
日報作成の工数削減も図れます。



デジタコの運行管理とドライブレコーダーの
撮影結果は、専用の管理ソフト
【ITP-WebService V2】で一括管理可能です

IP 無線

情報共有で業務効率 UP

NTTドコモのLTE通信網を利用した、
どこでもつながる業務用IP無線システムです。

エリアは日本全国 免許不要 取付簡単

MPT-100

車載機タイプ



災害時も
繋がりやすい
パケット通信

動態管理システム「モバロケ」

モバロケとは、GPSで取得した位置情報をいつでもどこでも
確認できる動態管理システムです。
導入コスト、ランニングコストが安く、すぐにご利用いただけます。
(インターネット環境が必要です)



追突防止警報システム

警報で事故を防ぐ

いまあるクルマに「追突防止機能」を。

後付けできる 6つの警報で追突事故を防止

モバイルアイ



危険な状況になると、事故を未然に防ぐ
ために警報を鳴らします



前方追突警報
「ピーピーピーピー!!」

株式会社 テレコム

<https://www.telcom-net.co.jp>

東京本社 / 〒140-0013 東京都品川区南大井6-24-10カドヤ第10ビル9F FAX 03-3762-5093

お電話でのお問合せは **TEL 03-3762-5091**

ホームページからのお問合せは <https://www.telcom-net.co.jp/e-siryo.php>



東京本社
港北テクノセンター

広告

インジェクターやDPFの不調の改善に
効果を最大に発揮します！

ディーゼルプロ

DIESEL PRO

燃費改善

有害排気ガス減少

性能回復

コスト削減

コモンレール式の
トラブルに抜群の効果！



エンジン洗浄の世界基準
ADVANTAGE
ENGINEERING

ディーゼルプロホームページ
www.advantage-e.jp



facebook 最新情報
配信中

ディーゼルプロに関するお問い合わせは

☎ 045-633-4440



株式会社サンオータス 環境車検部 営業課
〒223-0059 神奈川県横浜市港北区北新横浜1-7-3



広告

運送業界向けソリューション

クラウド 対応

～「安全安心」と「働き方改革」の実現に向けて～

運転者台帳システム

最新かつ最適な運転者管理の実現



車両管理台帳システム

全車両情報を瞬時に検索可能。車検も見逃しません。



教育管理システム

教育記録を瞬時に検索。個人情報も守ります。



お客様独自のカスタマイズにも対応いたします。
また、ドラレコ・デジタコ・アルコール
検知器なども各種取り扱っておりますの
で、お問い合わせください。



株式会社
神奈中情報システム

〒254-0034 神奈川県平塚市宝町3番1号
平塚MNビル11階

TEL 0463-22-8849 FAX 0463-22-8815

(担当：関本、丸谷)

ホームページ <http://www.kanachu-it.co.jp/>



広告

神奈川県トラック協会・全日本トラック協会 指定研修施設



総合交通安全センター

ドライビングアカデミー小田原

トラック協会指定研修

- ◆ 一般研修（2日間）
- ◆ 特別研修（3日間）



※いずれも安全教育訓練促進助成対象コースです。



国土交通省認定

運行管理者講習

- ◆ 一般講習・基礎講習…（貨物・旅客）

適性診断

- ◆ 初任診断、一般診断・適齢診断・特定診断Ⅰ

※講習日程等は小田原ドライビングスクールHPでご確認ください。

ミライズドローンスクール



ビジネスシーンでドローンを扱いたい方

- ◆ 国土交通省認定講習講習団体
- ◆ JUIDA認定資格が最短2日間で取得

運営 小田原ドライビングスクール

住所 小田原市蓮正寺540-2

☎ 0465-36-1215

FAX 0465-37-4603

ホームページURL

<http://odawara-ds.com/>



広告

全国トラック事業グループ保険（災害保障特約付団体定期保険）

■問合せ先 総務部 経理課 TEL 045-471-5511



2017年度
給付実績

保険金・給付金	件数	金額
死亡保険金または高度障害保険金	30件	81,800千円
障害給付金	1件	3,400千円
入院給付金	27件	約2,571千円

手続
＼かんたん！／



医師による診査はなく
（簡単な告知のみ）
加入申込み手続は
簡単です！

ご加入の際には、パンフレットにて
詳細を必ずご確認ください。

広告



天然ガストラックは物流の エネルギーセキュリティ向上と 大気環境改善を実現します。

石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、
大半が運行を停止することがありませんでした。

天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が
高いことが特徴です。

さらに天然ガストラックはCO₂やNO_x、PMなどの排出量が少ない
ため大気環境改善に貢献しています。



© 2013 ISUZU MOTORS LIMITED



東京ガス株式会社 NGV 事業室

〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20 TEL 03-5400-6774

<http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/ngv>

神奈川県トラック協会 会員事業者様 限定

ナスバの

相模原サービスセンターで 適性診断が受けられます。

診断の種類	対象となる方	費用 ※1	開始時刻 ※2	実施日程	定員※3
初 任 診 断	新たに雇い入れた方	2,400円	① 9:30 ② 11:30 ③ 13:30	以下参照	各3名
適 齢 診 断	65才以上の方 (以後3年に1回)				

- ※1 神奈川県トラック協会からの助成があるため受診手数料は2,400円です。ただし、助成可能人数を超える場合、全額（4,800円）の負担となります。
- ※2 所要時間については、約2時間程度になります。
- ※3 多くの事業者様にご利用いただくため、各部1社あたり2名様までのご予約をお願いいたします。

【予約方法（FAX・先着順）】

ご予約は、ナスバ神奈川支所までFAXでお願いいたします。

（神奈川支所（新横浜）での受診のご予約は、インターネットでお願いします。）

○「**【相模原サービスセンター専用】適性診断申込書**」を当支所あてFAXを送信ください。

○予約が確定しましたら、受付印を押印した適性診断申込書をFAXで返送いたします。※

○当日は、①適性診断申込書、②診断手数料、③眼鏡等（眼鏡使用の方）を持参ください。

※受診希望日を第3希望までご記入頂きますが、先着順の為ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【実施日程】

令和2年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				



… 診断実施日

… ナスバ支所休業日

～ お 願 い ～

- ・ 神奈川県トラック協会会員以外の方の受診はお断りいたします。
- ・ 開始時刻の10分前に直接2階会議室にお越しください。（待合スペースはございません）
- ・ 会場の行事（北相貨物自動車協同組合等）が優先のため、3ヶ月先までのご案内となります。
- ・ 相模原サービスセンターへのお問い合わせはご遠慮ください。



独立行政法人 自動車事故対策機構 神奈川支所

横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館3階

TEL 045-471-7401

FAX 045-471-7405

【相模原サービスセンター専用】適性診断申込書 (FAX) 045 - 471 - 7405

《コピーしてお使いください》

受 付 印

神奈川県トラック協会相模原サービスセンターにて適性診断の受診をご希望の方は、
以下に必要な事項をご記入のうえ、ナ斯巴神奈川支所までFAXにてお申し込みください。
なお、先着順かつ台数に限りがございますので、ご希望に添えない場合がございます。

受診される種別に○印 【初 任 ・ 適 齢】

※受付印が押印された
申込書の返送をもって、
予約の確定となります。

●申 込 者

会 社 名	※ゴム印でもかまいません
営業所・支店名	
郵便番号	
住 所	
電話番号	
F A X 番 号	- -
ご 担 当 者 名	

●希 望 日 (※実施日は日程表参照・□欄は、チェック ☑ を記入してください)

※多くの事業者様にご利用いただくため、各部1社あたり2名様までのご予約とさせていただきます。

第 1 希 望	月 日 曜日	□第1部 □第2部 □第3部
第 2 希 望	月 日 曜日	□第1部 □第2部 □第3部
第 3 希 望	月 日 曜日	□第1部 □第2部 □第3部

●開 始 時 刻

部	開 始 時 刻	診 断 区 分
第1部	9:30	初任診断 又は 適齢診断
第2部	11:30	
第3部	13:30	

●受診される方 (□欄はチェック ☑ を記入してください)

氏 名(フリガナ)	セイ		メイ	
氏 名(漢 字)	姓		名	
生年月日・年齢	西暦 年 月 日 (満 歳)			
性 別	□ 男 □ 女			
取 得 免 許	☐ 第二種・第一種中型・第一種大型・けん引 のいずれか ☐ 第一種普通(含8t未満限定の中型)・自二車・大特 のいずれか ☐ 原付・免許なし			
免 許 年 数 (第一種普通免許取得後)	☐ 0～5年未満 ☐ 5～10年未満 ☐ 10～20年未満 ☐ 20～30年未満 ☐ 30年以上			

【連 絡 先】独立行政法人自動車事故対策機構 神奈川支所
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館3階
TEL: 045-471-7401 FAX: 045-471-7405

【実 施 場 所】神奈川県トラック協会相模原サービスセンター 2階会議室
〒243-0303 愛甲郡愛川町中津4077-3

北相貨物自動車協同組合中津ターミナル内
※開始時刻10分前に、直接2階会議室までお越しください。
(待合スペースはございません)

2020 今月の星占い

3月 ★ March



おひつじ座

Athena 3.21~4.19

牡羊座の3月は、ゆっくり取り組んだ方が結果がやすい月になるでしょう。特に団体で取り組むことに関しては、孤立しやすいので、周りをみる余裕をもちながら相談して進めましょう。



おうし座

Demeter 4.20~5.20

牡牛座の3月は、気分が下がる月になるでしょう。自分の意識と現実の差が多く、イラ立ちもあるでしょうが、運気が好転するのを待ち、今は耐える時期だと認識する覚悟が必要です。



ふたご座

Leda 5.21~6.21

双子座の3月は、対人関係が思わしくない月になるでしょう。人の欠点ばかりが目について、嫌になってしまいがちですが、気持ちの大きさを見せ、円滑に進めることも時には必要です。



かに座

Artemis 6.22~7.22

蟹座の3月は、判断が迷いがちな月になるでしょう。感情が先走ってしまえば、思うように物事を進めることもできませんので、相手の立場や事情を聞く余裕を持ち自然体でいましょう。



しし座

Leto 7.23~8.22

獅子座の3月は、アクティブな月になるでしょう。色々なことにチャレンジする気持ちはよいですが、すぐに結果が出ないケースも多く、気持ちが散漫にならないように気をつけましょう。



おとめ座

Artraea 8.23~9.22

乙女座の3月は、周囲の期待が大きくなる月になるでしょう。重要な役割も担うことになりそうです。さらなる飛躍を達成することが可能な運も来ているのでチャンスは逃さないように。



てんびん座

Aphrodite 9.23~10.23

天秤座の3月は、いろいろな悩みが解決する月になるでしょう。対人関係や将来についての不安がなくなり、ストレスが消えることで、気持ちが前向きになり新しいことを進めそうです。



さそり座

Persephone 10.24~11.22

蠍座の3月は、不安定な月になるでしょう。気持ちが落ち着いてないので、考えや方向性がはっきりせず動けない状況です。こういうときは無理をせず心の安定を得ることを考えましょう。



いて座

Nike 11.23~12.21

射手座の3月は、人生に大切な事との出会いがある月になるでしょう。それは人かかもしれませんし、物か趣味かもしれません。新しく接することに対しては特に注意しておきましょう。



やぎ座

Jris 12.22~1.19

山羊座の3月は、頼られる月になるでしょう。嬉しい結果につながることが多いので、できると思ったら積極的に引き受けてみましょう。また自信がない場合はきっぱりと断りましょう。



みずがめ座

Urania 1.20~2.18

水瓶座の3月は、全体運が下がる月になるでしょう。運気の谷に入り、ここを乗り越えたらまた上昇に乗ることができますので、どこかで気持ちをリフレッシュすることを心がけましょう。



うお座

Amphitrite 2.19~3.20

魚座の3月は、今年の最高の月になるでしょう。悩みからも解放されて気持ちも晴れやかになりそうです。いくつか未来へつながっているチャンスもあり、よく吟味して選択しましょう。

神奈川トラック時報 第728号 2020年3月1日

- 発行所 一般社団法人 神奈川県トラック協会 〒222-8510 横浜市港北区新横浜2-11-1 TEL.045(471)5511 FAX.045(471)9055
- 編集発行人 広報委員長 伊藤保義
- 編集委員 森 修一、大門ヒロ子、秋元伸介、置田圭三、有安俊哉、荒井秀彰、中嶋浩之
- 購読料1部 100円（本紙の購読料は月会費に含まれております）

[illegible]